

ガス導管事業者の平成29（2017）年度 収支状況等の事後評価について

（趣旨）

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）における効率化・託送料金の低廉化と質の高いガス安定供給の両立を促すため、平成29（2017）年度におけるガス導管事業者の収支状況等の事後評価を実施したため、その結果を報告するとともに、経済産業大臣及び経済産業局長への回答について御審議いただく。

主なポイント

1. 平成29年度収支状況等の事後評価について

ガス導管事業者における効率化・託送料金の低廉化と質の高いガス安定供給の両立を促すため、ガス導管事業者の平成29年度収支状況等について、当委員会料金審査専門会合が事後評価を実施し、とりまとめが行われた。

そのとりまとめ結果について、資料5-1及び資料5-2のとおり報告する。

2. 経済産業大臣及び経済産業局長への回答について

ガス導管事業者の収支状況については、平成30年9月26日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長から本委員会宛てに意見も求められていることから、委員会として次のとおり回答を行うこととした。

- 事後評価の対象事業者のうち6社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送）については、平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更認可申請命令の発動基準となる一定水準を超過した。これらの事業者については、期日である2020年4月1日までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更認可申請命令を行うことが適当である。（資料5-3）
- 対象事業者全体の確認結果は別紙（資料5-3別紙）のとおり。

（以上）

(参考) 経緯・開催実績

平成30年	9月26日	経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ 意見聴取
	9月27日	第177回電力・ガス取引監視等委員会
	10月25日	第33回料金審査専門会合
	12月12日	第34回料金審査専門会合
平成31年	1月15日	第35回料金審査専門会合
	1月18日	第191回電力・ガス取引監視等委員会 (経済産業大臣への省令等の改正の建議)
	2月18日	第36回料金審査専門会合
	3月15日	第37回料金審査専門会合
	3月28日	第201回電力・ガス取引監視等委員会(本日) (とりまとめ結果の報告、経済産業大臣・経済産業局長への回答 の審議)

平成 29（2017）年度 ガス導管事業者の収支状況等の事後評価 とりまとめ

平成 31 年 3 月 28 日

電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合

1. 背景

平成 29 年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改革により、ガス事業にライセンス制が導入され、ガス小売事業及び製造事業が全面自由化され、ガス導管事業は中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各ガス導管事業者は新たな託送供給約款を策定して平成 29 年 4 月から実施、その後、制度改革後初年度となる平成 29 年度の託送収支計算書が順次公表されている。これを踏まえ、平成 30 年 9 月 26 日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあった。

ガス導管事業の効率化・料金の低廉化と質の高いガス供給サービスの維持・向上を促すことは、ガスの需要家の便益を高めるだけでなく、小売・製造事業者間の競争の活性化にも寄与し、エネルギー供給全体の生産性向上に資するものである。

こうしたことを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査専門会合は、ガス導管事業の効率化・料金低廉化及びサービスの維持・向上を促進するため、主に以下の項目について平成 29 年度託送収支等を分析・評価した。また、分析を通じて制度面での対応の必要性が浮き彫りになった場合には、その対応の方向性について検討した。

- 託送収支の状況
- 効率化に向けた取組状況
- 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

あわせて、一般ガス導管事業者が実施する内管工事についても、効率化・工事費の低廉化を促すため、各社の内管工事の取組状況を分析・評価した。

2. 平成 29 年度託送収支等の事後評価の結果

（1） 託送収支の状況

① 超過利潤が一定水準を超過した事業者

平成 29 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（224 社）のうち、託送供給約款を策

33 定している等の事業者（143社）について、平成29年度の収支状況等を評価した¹。

34 これら143社のうち、6社（仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚
35 沼市、筑後ガス圧送）については、平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更認可申
36 請命令の発動基準となる一定水準を超過した。

37 これらの事業者については、このまま2020年4月1日までに託送供給約款料金の改定の届出
38 が行われない場合、所管の経済産業局長の変更認可申請命令の対象となりうる。各事業者に対応
39 方針を聴取したところ、6社とも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

41 ② 各社の超過利潤及び収益・費用の状況

42 各社の超過利潤及び収益・費用の状況について、詳細な分析を行った。なお、4月～3月以外の
43 会計年度を採用している事業者58社については、平成29年度の託送収支に制度改正前の収支
44 も含まれていることから、また、4月以降に新たな託送供給約款を策定した1社については、平成29
45 年度の託送収支に事業開始に必要な費用が含まれていることから、詳細分析については、これ以外
46 の84社のみを対象とした。

47 これら84社のうち、平成29年度に超過利潤が発生していたのは49社であった。収益について
48 は、平成29年度の実績が想定原価（想定収益）を上回った事業者は50社、下回ったのは31
49 社であった。費用については、平成29年度の実績が想定原価を上回った事業者は50社、下回った
50 のは31社であった（供給条件の届出を行う特定ガス導管事業者3社については、原価が設定され
51 ていないため除外した）。

53 ③ 大きな超過利潤が発生した事業者の評価

54 一定水準を超過した事業者以外にも、平成29年度の収支において比較的大きな超過利潤が
55 発生した事業者があったことを踏まえ、超過利潤が営業収益の5%以上であった22社（このうち、
56 超過利潤が一定水準を超過したのは4社）について、その超過利潤の要因と今後の見通しを分析・
57 評価するとともに、各社から今後の対応方針を聴取した。

58 これらの事業者の超過利潤の要因については、想定より収益が増加したことが要因であるもの、想
59 定より費用が減少したことが要因であるもの、そしてその両者が要因となっているもののそれぞれが存在
60 した。

61 収益増の要因については、厳冬による需要の増加、大口需要家への供給量の増加、新規の需要
62 獲得などがあげられた。費用減の要因については、設備投資が減少した・実施されなかった、簡易な

¹ 2019年3月28日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、ガス事業監査の指摘等により変更の可能性がある。

63 原価算定方式（簡素合理化方式）によって想定原価が大きく見積もられていた、過去実績及び制
64 度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた、原価算定時の費用の
65 見積りに誤りがあったなどがあげられた。

66 こうした要因分析を踏まえ、各社の超過利潤が一過性のものか継続する可能性が高いものかにつ
67 いて分析・評価を行った。その結果、19社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）につい
68 ては、来年度以降も平成29年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いと評価された。こ
69 れらの事業者については、来年度の事後評価において重点的にフォローアップを行うことが適当である。
70 また、それ以外の3社については、平成29年度の超過利潤の発生は一過性である可能性があると
71 評価された。

72 この結果を踏まえ、各事業者に対し、料金改定を含めた今後の方針について聴取したところ、超過
73 利潤の継続性が高い19社のうち15社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）及びそれ
74 以外の3社のうち1社から、2020年4月までに自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答
75 があった。

76

77 ④ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況について

78 ● 事業者間精算費について

79 平成29年度から、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、
80 ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組み（事業者間精算）が新たに
81 導入された。

82 この事業者間精算費について、平成29年度実績費用と想定原価の比較を行ったところ、実績
83 費用が想定原価から大きくずれた事業者が多くあった（実績費用が20%以上想定原価から下
84 振れした事業者が11社、実績費用が想定原価の2倍以上となった事業者が2社）。実績が想
85 定からずれた主な要因は、新規需要の発生など想定外の需要変動による連結託送供給量の増
86 減であった。

87 事業者間精算費の上振れに伴う上流事業者の託送収益の増加分は、原則、上流事業者の
88 超過利潤累積額管理表によってストック管理が実施され、値下げの原資となる。しかしながら、現
89 状、事業者間精算により収益を得ているガス導管事業者の一部には、小売供給、託送供給及び
90 卸供給の合計が3に満たないことから託送供給約款の制定が免除されている特定ガス導管事業
91 者があり、これらについてはストック管理・フロー管理が行われていない。

92 下流のネットワーク利用者の負担となる事業者間精算費の適正性を確保する観点から、事業
93 者間精算収益のある特定ガス導管事業者については、小売供給、託送供給及び卸供給の合計
94 が3に満たない場合であってもストック管理・フロー管理が行われるよう、託送供給約款制定不要

95 の対象外とするなど関係規定の改正を速やかに行うことが適当である。²

96
97 ● **需要調査・開拓費について**

98 平成 29 年度より、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の
99 整備促進や都市ガス導管網の効率性向上の観点から、需要調査・需要開拓に係る費用（需
100 要調査・開拓費）を託送料金原価に算入することが認められた。

101 需要調査・開拓費について、平成 29 年度の実績費用を想定原価と比較したところ、需要調
102 査・開拓費を原価に計上していた全 8 社のうち、7 社について実績費用が想定原価から下振れ
103 していた。想定からのずれの主な要因は、制度導入の初年度であることにより生じる要因が多か
104 った。

105 需要調査・開拓費は、制度導入初年度という事情から、平成 29 年度の実績だけで評価す
106 ることは難しく、次年度以降詳細に評価することが適当である。なお、次年度以降の評価にあつ
107 ては、費用の実績だけではなく、制度の目的である導管整備の促進や効率性の向上という観点
108 から効果をあげているかについても評価し、将来的には費用の必要性を含めて検証していくことが
109 適当である。

110
111 ⑤ **収支管理の更なる適正化に向けた対応**

112 ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管
113 ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者が 7 社ある。現行制度においては、これらの事
114 業者も事業者単位で託送収支計算書等を作成することとされているため、地域別または特定導管ご
115 とのストック管理・フロー管理は行われていない。

116 託送料金の適正性の観点からは、地域別または特定導管ごとのコストが託送料金に反映される仕
117 組みが重要である。したがって、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導
118 管事業者について、地域別または特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し、それぞれの単位でス
119 トック管理・フロー管理が行われるよう、関係する規定の改正を速やかに行うことが適当である。³

120
121 **(2) 効率化に向けた取組状況**

122 ① **大手 3 社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）の取組状況**

123 ガス導管事業全体の効率化を促進していく観点から、今年度の事後評価においては、先進的な

² この事項については、既に、本料金審査専門会合の提言を受け、平成 31 年 1 月 18 日付で、電力・ガス取引監
視等委員会から経済産業大臣に対し、経済産業省令等の改正に関する建議が行われている。

³ この事項については、既に、本料金審査専門会合の提言を受け、平成 31 年 1 月 18 日付で、電力・ガス取引監
視等委員会から経済産業大臣に対し、経済産業省令等の改正に関する建議が行われている。

124 取組を行っている期待される大手 3 社の取組状況を聴取し、特に効果の大きいものや先進的な取
125 組の内容を確認した。

126 これらのうち、例えば、以下のような取組は、他のガス導管事業者への横展開が期待されるものであ
127 り、今後、これらの取組も参考にしつつ、各事業者において効率化に向けた取組が進められることが期
128 待される。

- 129 ● 計測機器等の点検・部品交換頻度の見直し
- 130 ● 工法の工夫（中圧への PE 管導入、非開削工法の導入等）
- 131 ● 業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入、通信機能付きマイコンメーターの活用による
132 検査コストの低減等）
- 133 ● 工事発注・契約手法の工夫（取引先からの費用低減提案の受け入れ、まとめ発注、施工条
134 件変更時の単価事前設定による協議コストの低減等）
- 135 ● 行政区との交渉（掘削幅の削減、埋設深さの変更等） 等

136

137 ② 効率化取組の横展開に向けた方策

138 電力・ガス取引監視等委員会事務局においては、中小事業者を含めた各ガス導管事業者の効
139 率化を促進するために、大手 3 社の先進的な取組の具体的な内容や効果を取りまとめて公表し、他
140 の事業者が自主的に取り入れるよう促すことが適当である。加えて、一般社団法人日本ガス協会に、
141 中小事業者等への技術的サポート等を行うよう依頼することが適当である。

142

143 (3) 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

144 中長期的な安定供給の確保やガス利用拡大への取組状況を評価する観点から、平成 29 年度
145 における各社の導管延伸の取組状況及びメーター取付数・供給区域拡張の状況を分析した。

146

147 ① 導管延伸の取組状況

148 今回の事後評価の対象となったガス導管事業者（143 社）の、平成 29 年度の導管総延長の
149 伸びは、全社の平均で、高圧導管は平均 1.91%、中圧導管は平均 0.67%、低圧導管は平均
150 0.72%の伸びであった。地域差は認められるものの、ガス導管事業者全体としては導管総延長は増
151 加傾向にある。

152 各社の平成 29 年度の導管伸び率について、実績と計画の差を分析したところ、中圧・低圧につい
153 ては、実績が計画を下回った事業者が多かった。この理由を事業者に聴取したところ、「工事が次年
154 度にずれ込んだ」、「想定していたガス採用計画（新規需要）が見送られた」等があげられた。

155

156 ② メーター取付数及び供給区域拡張の状況

157 今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者（126社）の平成29年度のメーター取付
158 数の伸びについては、85社が増加、3社が横ばい、38社が減少であった。また、各社の平成29年
159 度の供給区域の拡張実績を分析したところ、42社が増加、84社が横ばいであった。地域差は認め
160 られるものの、ガス導管事業者全体としては需要家数や供給エリアは増加傾向にあることを確認した。

161
162

163 **3. 内管工事の取組状況**

164 **(1) 内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析**

165 需要家数地内のガス工作物（内管）は、需要家の資産であるが、その工事については、保安義
166 務を負う一般ガス導管事業者に依頼することとされている。

167 その費用については、各一般ガス導管事業者の託送供給約款において、内管工事に要する費用
168 の実績を基礎として見積単価表を作成・公表し、その見積単価表により工事費用を算定して請求す
169 ると定められている。

170 また、各一般ガス導管事業者の内管工事に係る収支については、ガス事業会計規則に基づき、
171 「受注工事収益」及び「受注工事費用」としてその収益と費用を整理することとされており、これらを通
172 じて収支を管理することとされている。一般ガス導管事業者は、その収支状況等を踏まえ、費用の実
173 績を反映したものになるよう、内管工事の見積単価表の改定を行っている。

174

175 **① 標準モデルによる内管工事見積額の横比較**

176 一般ガス導管事業者が公表している見積単価表を分析したところ、事業者ごとに、建物の区分や、
177 見積額の算定方法がそれぞれ異なっており、見積単価表をベースに費用の水準を比較することは困
178 難であった。そのため、工事件数の多い事業者から内管工事の典型的なケースを聴取し、それを踏ま
179 えて全社共通の見積条件（内管工事の標準モデル）を作成し、全ての一般ガス導管事業者
180 （196社）に内管工事の参考見積を依頼した。その結果、各社の参考見積額の平均は13万円
181 であったが、最低5千円から最高26万円まで、大きな幅があった。

182 各社の参考見積額と内管工事収支の関係を分析したところ、参考見積額が比較的高い事業者
183 が必ずしも大きな黒字ではないなど、参考見積額の高低と内管工事収支の利益率に相関は見られ
184 なかった。

185 参考見積額が比較的高かった事業者については、他の事業者の参考見積額等を踏まえつつ、資
186 材調達の工夫など、効率化に取り組むことが期待される。

187

188 **② 内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析**

189 今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者（126社）について、内管工事の平成27

190 年度から 29 年度の収支状況を分析したところ、3 年合計で収益が支出を上回った社が 95 社、下
191 回った社が 30 社であった（平成 27 年度から 29 年度の内管工事の実績のない 1 社を除く）。ま
192 た、内管工事の 3 年間の平均利益率が 20%以上の事業者も存在した。

193 内管工事の 3 年平均利益率が 10%以上で、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない
194 25 社に対し、利益率が高い理由を聴取したところ、「自社の労務費等を内管工事の収支に振り分け
195 ていなかったため、実際よりも収支上の利益率が高くなっていた」(13 社)、「利益率が高いとは考えて
196 いない等」(12 社)との回答があった。

197

198 **(2) 各社の内管工事の取組状況を踏まえた対応**

199 今年度の事後評価の結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会事務局は、関係部局とも連
200 携し、一般ガス導管事業者に対し以下の対応を行うことが適当である。

201

202 **① 内管工事の見積単価の適正性の確認**

203 内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない事業者に対し、その
204 見積単価が工事に要する費用の実績を適切に反映しているか説明を求めるとともに、適切に反映し
205 ていないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請する。

206

207 **② 内管工事の収支の適切な管理の徹底**

208 内管工事の見積単価表は費用の実績に基づいて算定することとされていることから、それが適正に
209 算定されているか確認できるよう、各社の内管工事の収支が正確に計算されていることが必要である。
210 しかしながら、今回の分析を通じ、内管工事に係る自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けて
211 いないケースがあることを確認した。

212 これを踏まえ、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、
213 内管工事の収支管理の詳細を整理し、事業者にも周知徹底する。

214

215 **③ 積極的な情報公表の依頼**

216 今回の分析を通じ、内管工事の費用が各社によって大きな幅があることが明らかになった。これを踏
217 まえ、需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、また、各事業者における効率
218 化の取組を促すため、一般ガス導管事業者に対し、見積単価表に加えて、典型的なケースを想定し
219 た全社共通の見積条件（内管工事の標準モデル）についての参考見積額を HP 等において公表す
220 るよう、依頼する。

221

222

223 **4. 来年度の事後評価に向けて取り組むべき事項**

224 今年度の本専門会合での審議結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会は、来年度の事後
225 評価に向けて以下の事項に取り組んでいくべきである。

226

227 **(1) 託送収支の状況の評価**

228 本年度の事後評価においては、ガスシステム改革の制度改正後の初年度となる、ガス導管事業者
229 の平成 29 年度の託送収支について分析・評価を行った。

230 ガス導管事業者の中には、平成 29 年度の収益や費用の実績が想定原価から大きく乖離し、結
231 果として、比較的大きな超過利潤が発生した事業者があった。今回の制度変更に伴う託送料金の
232 算定にあたっては、時間的制約等から、原価算定の一部に簡易な方法が用いられたことなど、各ガス
233 導管事業者において必ずしも十分に精度の高い原価算定ができなかったことには致し方ない面もある
234 と推察される。また、今回の制度改正によって、連結託送供給量の変動に大きな影響を受ける収益・
235 費用項目である事業者間精算が導入されたが、これも、平成 29 年度の収益・費用実績が想定原
236 価から大きく乖離する要因の一つとなったと推察される。

237 こうした背景から、制度上の収支管理はストック管理・フロー管理に基づき行われるものの、各ガス
238 導管事業者においては、自らの託送収支を評価し、想定原価と実績に大きな乖離が生じている場合
239 には、自主的に料金改定の検討を行うことが、ガスの需要家の便益を高めることに資すると考えられる。
240 実際に、今回の事後評価を通じ、現時点において 18 社のガス導管事業者から料金改定の実施予
241 定が表明されたところである。

242 電力・ガス取引監視等委員会においては、来年度以降も引き続き、各ガス導管事業者の託送収
243 支の状況の分析・評価を通じ、ガス導管事業者の適切な対応を促していくべきである。

244

245 **(2) ガス導管事業者の事業実施状況の評価**

246 ガス導管事業者の収支の状況の評価するにあたっては、その事業が着実に実施されているかどうか
247 もあわせて評価することが重要と考えられる。こうした観点から、本年度の事後評価においては、導管
248 延伸の取組状況や、メーター取付数等についての分析を行った。

249 ガス導管事業者は、製造設備から需要場所に安定的にガスを供給する、取引のベースとなる計
250 量・通知を確実に行う、将来の安定供給を支えるガス導管等の設備の維持・更新を行う、将来の新
251 たなガス利用に向けて導管を延伸する、などの幅広い業務を行っており、導管延伸やガスメーター取
252 付数だけでは、その事業実施状況の評価する指標として十分とは言えない。また、将来的には、各ガ
253 ス導管事業者が、その地域の需要家や事業者のニーズに応じて業務を着実に進めているかどうかにつ
254 いて、自らの事業の実施状況を自主的に取りまとめて公表するといった仕組みが望ましいと考えられる。

255 来年度の事後評価においては、こうした将来像を念頭におき、ガス導管事業者の事業実施状況を

256 評価する指標としてどのようなものが適切について、検討を深めていくべきである。

257

258 **(3) ガス導管事業者の効率化を促進する仕組みの検討**

259 ガス導管事業は、ガスシステム改革後も市場競争が限定的であることから、事業者には効率化を推
260 し進めるインセンティブが働きにくい。このため、行政において各社に効率化を促す仕組みを構築してい
261 くことが重要である。

262 本年度の事後評価においては、大手 3 社の取組のうち先進的で効果の高い取組について電力・
263 ガス取引監視等委員会事務局が取りまとめ、他の事業者が自主的に取り入れることを促すとともに、
264 一般社団法人日本ガス協会に対し、中小事業者等の技術的サポート等を行うよう依頼することを提
265 言した。これを踏まえ、来年度の事後評価においては、一般社団法人日本ガス協会の取組状況をフ
266 オローアップし、更なる対応の必要性について検討していくべきである。

267 さらに、来年度の事後評価においては、各事業者の事業環境等にも留意しつつ、導管投資の単
268 位当たり費用について比較するなど、各社の事業効率性の分析等を通じて、各社の効率化努力を
269 促す仕組みについて検討を進めていくべきである。

270

271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293

**電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
開催実績**

第1回 (18/10/25)

・事務局説明① (評価の進め方案、収支状況)

第2回 (18/12/12)

・事務局説明② (収支状況、内管工事)

第3回 (19/1/15)

・事務局説明③ (制度改正、効率化)

・事業者説明 (東京ガス、東邦ガス、大阪ガス)

第4回 (19/2/18)

・事務局説明④ (収支状況、安定供給、内管工事)

・事後評価とりまとめ骨子の検討

第5回 (19/3/15)

・事後評価とりまとめ案の検討

294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323

電力・ガス取引監視等委員会 料金審査専門会合
委員等名簿

<座長>

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

<委員>

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

<専門委員>

男澤 江利子 有限責任監査法人 トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー

<オブザーバー>

河野 康子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 前事務局長

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室長

(以上敬称略)

平成 29 年度ガス導管事業者の収支状況等の事後評価 参考資料集

2019年3月



1. 背景

ガス導管事業者の収支状況等の事後評価の経緯

- 平成30年9月26日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という）の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会宛てに意見の求めがあった。
- これを受け、電力・ガス取引監視等委員会（2018年9月27日開催）において、以下の通り、ガス導管事業者の収支状況等の事後評価を行うことが決定された。具体的な審議は、委員会の料金審査専門会合（座長：山内弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科教授）が実施した。

1. 趣旨

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の①効率化・託送料金の低廉化と②将来にわたる質の高いガス安定供給の両立を実現するため、各事業者の収支状況や効率化の取組状況等について、公開の場で事後評価を行う。

あわせて、一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の効率化の取組状況を評価することにより、その効率化・低廉化を促進する。

2. 進め方

1) 対象事業者

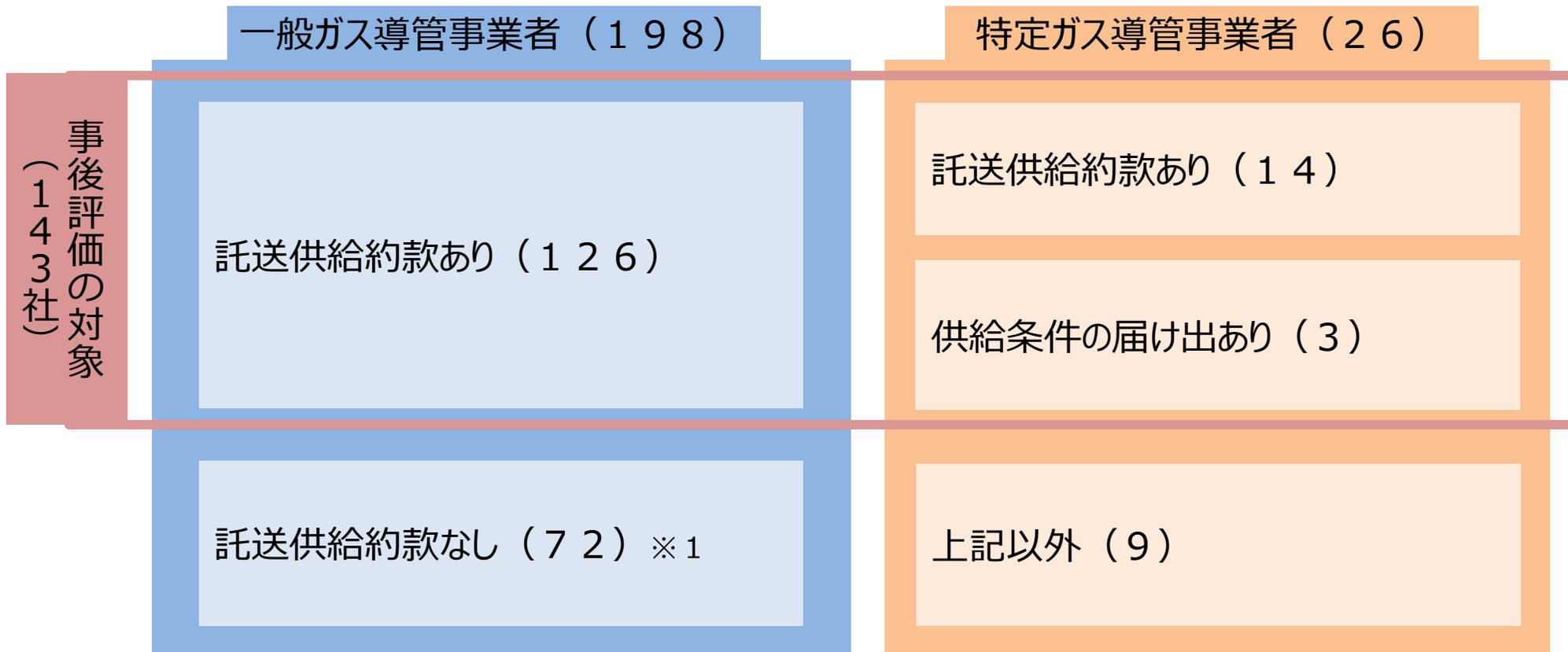
託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全143社）

2) 評価内容

- 料金審査専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ① 託送収支の状況
 - ② 効率化に向けた取組状況
 - ③ 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況
 - ④ 内管工事の取組状況
- 各事業者の収支等の分析を通じて制度面での対応の必要性が浮き彫りになった場合には、そのあり方について関連部局と連携しながら検討

事後評価の対象事業者について

- 平成29年度に事業を行った全国のガス導管事業者（224社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（143社）を対象として、事後評価を実施した。



- ※1 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていないガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- ※2 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

事後評価の対象事業者について（会計年度の違い）

- ガス導管事業者の中には、4月～3月以外の会計年度（1月～12月など）を採用している事業者も多い。これらの事業者の平成29年度託送収支には、一部制度改正前の期間における収支が含まれている。
- 4月～3月以外の会計年度の事業者については、実績と想定原価との比較などが困難であるため、数字は参考データとし、今年度の事後評価においては、精緻な分析は行わないこととした。

ガス導管事業者の会計年度

	会計年度	事業者数	備考
①	4月～3月	85	4月以降に新たな託送供給約款を策定した1社を含む
②	それ以外 (1月～12月など)	58	平成29年度託送収支には制度改正前の期間における収支が一部含まれている

事後評価の対象事業者について（託送収支の作成単位）

- ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者が7社ある。*
- 現行の制度においては、これらの事業者も事業者単位で託送収支計算書等を作成することとされているため、地域別または特定導管ごとのストック管理・フロー管理は行われていない。
- 託送料金の適正性の観点から、これらのケースについては、地域別または特定導管ごとのコストが託送料金に反映される仕組みが重要。
- したがって、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者について、地域別または特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し、それぞれの単位でストック管理・フロー管理が行われるよう、関係する規定の改正を速やかに行うことが適当。

※ 東京ガス、東部ガス、旭川ガス、堀川産業、日本ガス、妙高市、中部電力

<ガス事業託送供給約款料金算定規則抜粋>

（地域別料金）

第二十二條 一般ガス導管事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件が著しく異なる場合その他託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定め又は変更することができる。この場合においては、託送供給約款料金原価等、変動額託送供給約款料金原価等又は届出託送供給約款料金原価等の算定及び配分はこれらの地域ごとに行わなければならない。

(参考) 一般ガス導管事業者の競争・新規参入の状況

- 一般ガス導管事業者の中で小売事業者の新規・越境参入があるのは45社であり、事業者によって競争の状況はさまざまである。

一般ガス導管事業者：全198事業者

託送供給約款あり（126）

新規・越境参入あり（45）

東京ガス	館林ガス	中部ガス	久留米ガス
日本ガス	秦野ガス	東邦ガス	筑紫ガス
栃木ガス	習志野市	大阪ガス	佐賀ガス
佐野ガス	厚木ガス	大津市企業局	鳥栖ガス
東彩ガス	武陽ガス	大和ガス	九州ガス
東部ガス	昭島ガス	河内長野ガス	西部ガス
野田ガス	角栄ガス	伊丹産業	
武州ガス	伊奈都市ガス	桜井ガス	
鷲宮ガス	東日本ガス	大武	
大東ガス	松本ガス	水島ガス	
太田都市ガス	静岡ガス	広島ガス	
北日本ガス	東海ガス	岡山ガス	
小田原ガス	大多喜ガス	高松ガス	

新規・越境参入なし
(81)

託送供給約款なし（72）（新規・越境参入なし）※1

※1 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていないガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※2 2018年10月1日時点（新規・越境参入は小売登録ベース、自社導管による供給も含む）

ガス導管事業者の収支状況等の事後評価の項目と内容

- 電力・ガス取引監視等委員会（2018年9月27日開催）の決定を受け、具体的に以下の項目と内容について、事後評価を実施した。

評価項目

内容

① 託送収支の状況

- 大きな超過利潤が発生している事業者（営業収益の5%以上発生している事業者）について、より詳細にその要因や今後の見通しを分析・評価した。
 - 大きな超過利潤が生じた主な要因や今後の見通しについて分析。
 - 今後も大きな超過利潤が継続する蓋然性が高い事業者については、今後の対応方針を聴取。
- 事業者間精算費など、想定原価と実績費用に大きなずれが生じている費用項目について分析した。

② 効率化に向けた取組状況

- 先進的な取組を行っている期待される大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）にヒアリングを行い、各社の経営効率化に向けた取組のうち、特に効果の大きいものや先進的な取組について内容を聴取した。
- 聴取した内容を踏まえ、先進的な取組等の横展開の促進策を整理した。

③ 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

- 導管延伸など、各社の安定供給の取組状況について、分析・評価した。
- 各社の区域拡張やエリア内の需要家件数（メーター件数）等の状況について分析・評価した。

④ 内管工事の取組状況

- 一般ガス導管事業者による内管工事について、以下の項目を分析・評価した。
 - 内管工事見積単価表（項目・内容の比較、近年の見直しの有無 等）
 - 内管工事に係る収支の状況
- 各社の取組状況を踏まえ、内管工事の低廉化・効率化に向けて取り組むべき事項を整理した。

2. 平成29年度託送収支等の事後評価の結果

(1) 託送収支の状況

(1) ①各社の超過利潤の状況

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送は、超過利潤累積額が、すでに、値下げ命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。

超過利潤累積額（29年度末）	一般ガス導管事業者		特定ガス導管事業者	
	事業者数 （3月決算）	【参考】事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	【参考】事業者数 （3月決算以外）
一定水準額以上	4 （仙南ガス、下仁田町、魚沼市、のしろエネルギーサービス）	1 （東部液化石油）	1 （筑後ガス圧送）	0
一定水準額の2/3～3/3	4	0	1	0
一定水準額の1/3～2/3	5	2	1	0
0～一定水準額の1/3	30	15	3	0
0以下	28	37	8	3

※ 2019年3月28日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、ガス事業監査の指摘等により変更の可能性がある。超過利潤累積額は、2017年4月の託送料金改定に伴いリセットされているため、平成29年度の超過利潤額と同額。

(1) ①各社の超過利潤の状況

- 超過利潤が一定水準額を超過した、仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町※1、魚沼市、筑後ガス圧送については、このまま2020年4月1日※2までに値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※3の変更認可申請命令の対象となりうる。
- これらの事業者については、期日までに料金改定を実施予定である旨を確認した。

※1 下仁田町は、2019年4月1日に、東海ガスにガス事業を譲渡することを公表している。

※2 公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動されること、当該事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

※3 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

<ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）>

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

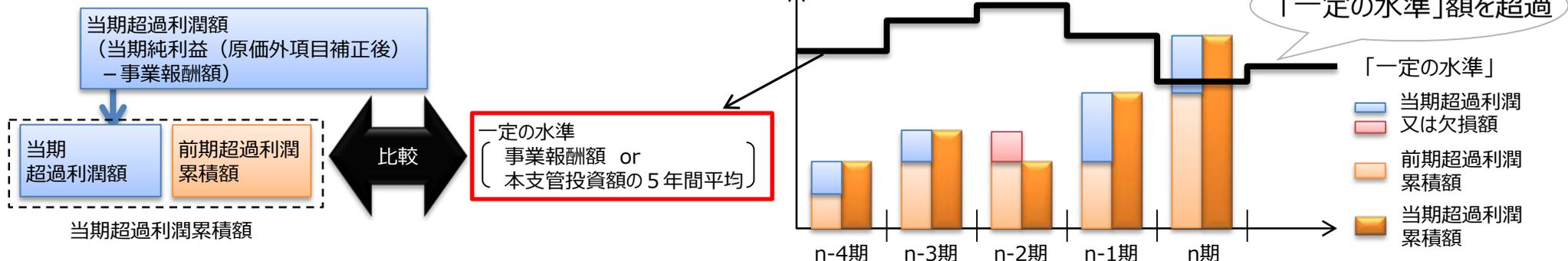
法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 平成29年度託送収支は、原価算定期間の1年目であることから、翌事業年度の開始の日までに料金改定の届出が行われないことをもって、料金変更命令が直ちに発動されることはない。

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更認可申請命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

<フロー管理方式>

【STEP 1】



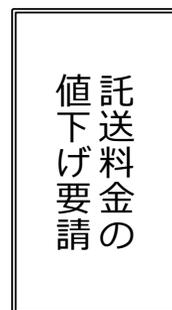
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動 (※2)



(※2) 原価算定期間 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

(参考) ガスの託送収支における「一定水準額」について

- ガス事業託送供給収支計算規則において、「一定水準額」は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかの額とすると規定されている。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間とりまとめ（2011年2月）

I 託送供給制度

3. 託送供給約款変更命令発動基準の見直し

(2) 変更命令発動基準（トリガー要件）の明確化

(中略)

「一定の水準」については、基本的には、例えば、毎期の託送供給関連設備投資額のうち本支管投資額の過去5年平均の値（以下「託送投資額相当」という。）とすることが考えられる。これにより、託送供給実施者の積極的な設備投資が期待され、輸送導管等インフラ整備の促進（「設備投資インセンティブ」の確保）につながるものと考えられる。

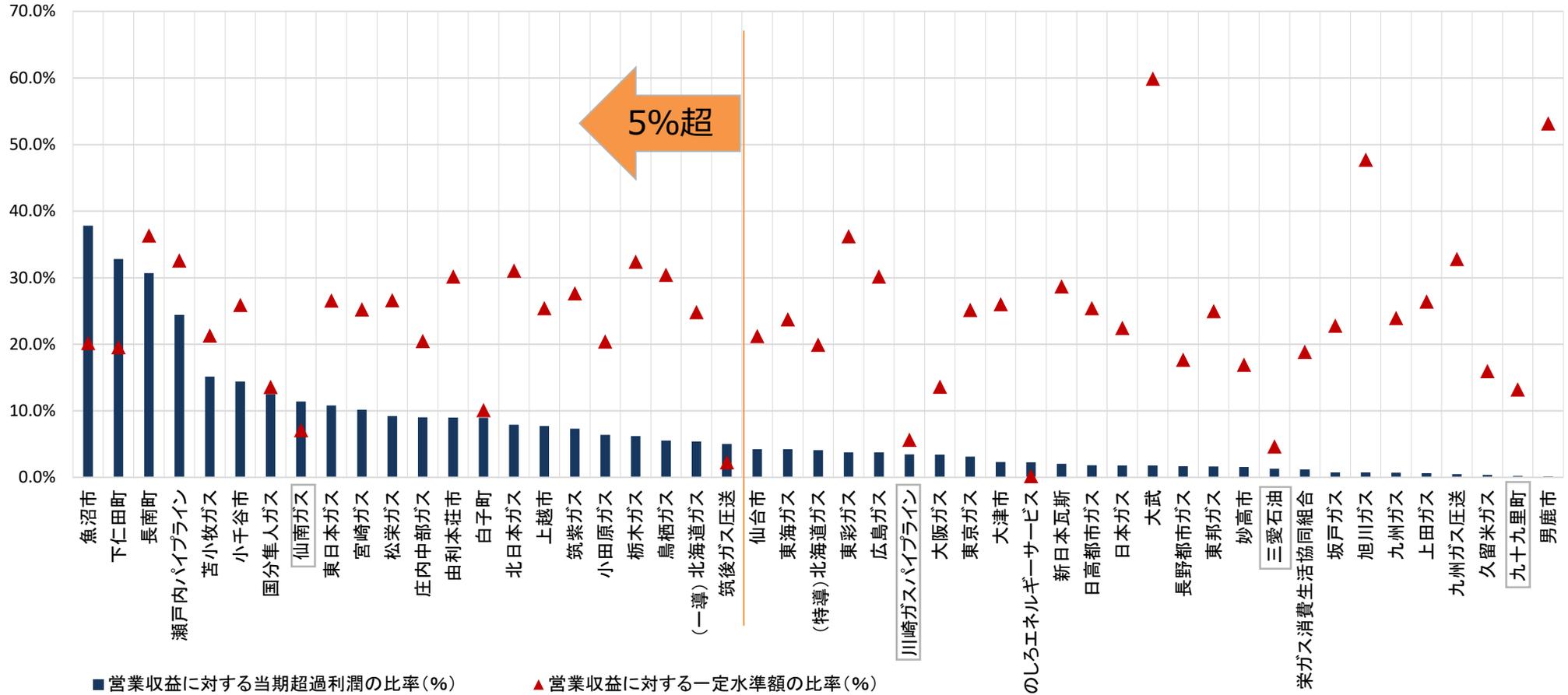
(中略)

なお、「一定の水準」に設備投資インセンティブを求める際には、インフラ整備の促進効果を期待する一方で、過剰な設備投資を招かないよう配慮することが必要であり、託送供給実施者が当面の導管設備投資計画を有していないときにまで「一定の水準」を託送投資額相当とした場合には、当該託送供給実施者は過剰な設備投資を行うことも否定できず、結果として資産の最適利用を阻害することとなる。こうした場合には、例えば、「一定の水準」を事業報酬額相当（例えば、期末の固定資産帳簿価額に事業報酬率を乗じたもの）とすることができることとすることが適当である。

(1) ②大きな超過利潤が発生した事業者の評価（分析対象事業者）

- 平成29年度の超過利潤の営業収益（収入）に対する比率が5%以上であった22社を対象とし、超過利潤の発生要因を聴取し、分析を行った。

営業収益に対する当期超過利潤及び一定水準額の比率（%）



※□で囲んだ4社は、一定水準を事業報酬で定めた事業者

※ 3月決算事業者のうち、超過利潤が0より上の49事業者のみ

※ 各社公表資料（2019年2月15日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 新たに5%以上の事業者として白子町が加わり、大津市及び久留米ガスについては、再公表した収支計算報告書において5%未満となったため対象外となった。

(1) ②大きな超過利潤が発生した事業者の評価（超過利潤の要因分析）

- 分析対象の22社に対し、収益増・費用減が生じた主な要因を聴取した概要は以下の通りであった。

事業者名	営業収益に対する当期超過利潤の比率(%)	想定原価からのずれ		収益増と費用減の主な発生要因(事業者から聴取した情報をもとに事務局分析)
		収益	費用(営業外等を含む)	
魚沼市	37.8%	11.4%	-30.7%	【収益増】大口への供給量の増加 【費用減】本来連結託送供給量に含めるべきでない需要が含まれていたことにより事業者間精算の想定が大きく見積もられていた、簡素合理化方式により減価償却費が大きく見積もられていた、過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた
下仁田町	32.8%	-3.4%	-35.2%	【費用減】過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた
長南町	30.7%	-7.7%	-35.6%	【費用減】過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた、簡素合理化方式により減価償却費が大きく見積もられていた
瀬戸内パイプライン	24.4%	-	-	【収益増】大口への供給量の増加
苫小牧ガス	15.2%	-3.5%	-18.1%	【費用減】連結託送供給量の想定を設備能力ベースで行ったことにより事業者間精算費が大きく見積もられていた
小千谷市	14.4%	11.9%	-4.2%	【収益増】厳冬による需要の増加 【費用減】原価算定時に資産が実際より多く見積もられていたため、減価償却費が大きく見積もられていた
国分隼人ガス	12.5%	9.5%	-4.2%	【収益増】新規需要獲得による供給量の増加 【費用減】簡素合理化方式により減価償却費及び修繕費が大きく見積もられていた
仙南ガス	11.4%	36.9%	21.5%	【収益増】復興住宅等による需要件数の増加
東日本ガス	10.8%	-1.5%	-12.1%	【費用減】過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた、需要開発が実施されなかったことにより減価償却費が減少した
宮崎ガス	10.2%	14.6%	3.0%	【収益増】需要家件数の増加及び厳冬による需要の増加
松栄ガス	9.1%	9.1%	-0.8%	【収益増】小口の需要件数の増加
庄内中部ガス	9.0%	13.8%	3.5%	【収益増】厳冬による需要の増加及び大口への供給量の増加
由利本荘市	9.0%	-2.2%	-11.0%	【費用減】簡素合理化方式により減価償却費及び修繕費が大きく見積もられていた
白子町	8.9%	0.1%	-8.2%	【費用減】配置人員等の見直しによる労務費の減少
北日本ガス	7.9%	-2.7%	-10.4%	【費用減】過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた、システム導入を次年度に繰り越したため減価償却費が減少
上越市	7.7%	2.0%	-5.8%	【収益増】厳冬による需要の増加 【費用減】事業者間精算費の上流事業者の精算料金表が原価算定後に変更されたことにより精算額が減少
筑紫ガス	7.3%	20.7%	11.8%	【収益増】本来託送供給量に含めるべき需要が除かれていたことにより需要の想定が小さくなっていった
小田原ガス	6.4%	13.6%	6.3%	【収益増】大口のガス利用計画が予定から変更されたことによる需要の増加及び厳冬による需要の増加
栃木ガス	6.2%	10.3%	3.5%	【収益増】大口のガス利用計画が予定から変更されたことによる需要の増加
鳥栖ガス	5.6%	-2.8%	-4.0%	【費用減】租税課金の原価算定に誤りがあったことにより大きく見積もられた
北海道ガス	5.4%	0.1%	-5.3%	【費用減】設備投資が想定より減少したことによる減価償却費の減少
筑後ガス圧送	5.0%	1.9%	-3.2%	【収益増】大口への供給量の増加 【費用減】事業者間精算費の上流事業者の精算料金表が原価算定後に変更されたことにより精算額が減少

(1) ②大きな超過利潤が発生した事業者の評価（超過利潤の要因分析）

- 各社の収益増・費用減の中には、想定以上の需要獲得による収益増や、簡易な原価算定方式※によって想定原価が大きく見積もられていたためと考えられる費用減など、今後も継続的に大きな超過利潤を発生させうるものが存在した。
- これらの要因については、状況により、今後も継続的に超過利潤を発生させる可能性もあることから、事業者に対しそれぞれの要因が一過性か継続性かについて分析を行ったうえで、今後の見通しを聴取した。

今後も継続的に超過利潤を発生させうる収益増

- 想定以上の需要獲得や供給量の増加（今後の需要の状況による）
- 需要量の想定において誤りがあった場合

今後も継続的に超過利潤を発生させうる費用減

- 簡素合理化方式により減価償却費または修繕費が大きく見積もられていたと考えられる場合
- 過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていたと考えられる場合
- 費用の見積において誤りがあった場合

※ 簡素合理化方式：料金算定規則において、ガスメーター取付数が一万個未満の事業者については、次の計算式により、減価償却費及び修繕費を算定することもできることとされた。
(帳簿原価×適用事業者の減価償却率または修繕費率の三年平均)

(1) ②大きな超過利潤が発生した事業者の評価（超過利潤の要因分析）

- 19社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）については、来年度以降も平成29年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いことを確認した。これらの事業者については、来年度の事後評価において重点的にフォローアップを行う。
- なお、16社（超過利潤が一定水準を超過した4社を含む）から、現在までに、自主的に料金改定の実施する予定であるとの回答があった。

事業者名	営業収益に対する当期超過利潤の比率 (%)	想定原価からのずれ		超過利潤の見通し	今後の事業者の方針
		収益	費用 (営業外等を含む)		
魚沼市	37.8%	11.4%	-30.7%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月1日までに料金改定を行う。前倒し実施については明言できない。
下仁田町	32.8%	-3.4%	-35.2%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2019年4月1日に東海ガスへガス事業の譲渡を行い、下仁田町はガス事業を廃止する。(下仁田町) 2019年9月を目的に原価洗い替えを行い、2019年10月1日付で料金改定を実施予定。(東海ガス)
長南町	30.7%	-7.7%	-35.6%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
瀬戸内パイプライン	24.4%	-	-	継続する可能性が高い	2018年4月1日より事業者間精算契約を変更しており値下げを実施済み。2019年4月1日までに約款を作成予定。 その後、2020年4月実施をめぐり、料金改定を行う予定。
苫小牧ガス	15.2%	-3.5%	-18.1%	継続する可能性が高い	2020年4月1日に料金改定を実施する予定。
小千谷市	14.4%	11.9%	-4.2%	継続する可能性が高い	料金改定の前段に、今年度の実績等を踏まえて民営化についての内部検討が必要であり、現段階で料金改定見直しは優先順位が低い。
国分隼人ガス	12.5%	9.5%	-4.2%	継続する可能性が高い	2020年4月実施予定の料金改定を検討している。
仙南ガス	11.4%	36.9%	21.5%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月までに料金改定を実施する。
東日本ガス	10.8%	-1.5%	-12.1%	継続する可能性が高い	料金改定の検討を2020年7月に開始し9月までに結論を得る。
宮崎ガス	10.2%	14.6%	3.0%	一過性である可能性がある	2018年度の実績が確定した後、料金の見直しを行うかどうか検討する。
松栄ガス	9.1%	9.1%	-0.8%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
庄内中部ガス	9.0%	13.8%	3.5%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
由利本荘市	9.0%	-2.2%	-11.0%	継続する可能性が高い	料金改定の予定、検討の予定はない。
白子町	8.9%	0.1%	-8.2%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
北日本ガス	7.9%	-2.7%	-10.4%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
上越市	7.7%	2.0%	-5.8%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
筑紫ガス	7.3%	20.7%	11.8%	継続する可能性が高い	2020年4月までの料金改定の実施を想定。
小田原ガス	6.4%	13.6%	6.3%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
栃木ガス	6.2%	10.3%	3.5%	一過性である可能性がある	収益が減少する予測であることから、今後の需要動向を見極め、料金改定の判断を行う。
鳥栖ガス	5.6%	-2.8%	-4.0%	継続する可能性が高い	料金原価算定期間終了時(2020年3月)に料金改定を行うかどうかを検討。
北海道ガス	5.4%	0.1%	-5.3%	一過性である可能性がある	2020年4月に料金改定を実施する予定。
筑後ガス圧送	5.0%	1.9%	-3.2%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月1日の料金改定の実施に向け、準備を進める。

(1) 各社の収益の状況

- 収入について、平成29年度の実績が想定原価（想定収入）を上回った事業者は50社、下回ったのは31社であった。
- 想定原価から20%以上実績収入が上振れした事業者が3社あった。主な要因としては、厳冬、想定外の需要獲得等が考えられる。

平成29年度実績収入と想定原価とのずれ（率）

実績収入 > 想定原価	20%以上	3社	計50社
	10%～20%	10社	
	5%～10%	9社	
	0%～5%	28社	
実績収入 < 想定原価	▲5%～0%	23社	計31社
	▲10%～▲5%	4社	
	▲20%～▲10%	3社	
	▲20%以下	1社	

※1 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2019年3月8日現在において託送収支計算書を公表している81社のみ

※2 各社公表資料（2019年3月8日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

(1) 各社の費用の状況

- 費用について、平成29年度の実績が想定原価を上回った事業者は50社、下回ったのは31社であった。
- 想定原価から20%以上実績費用が下振れした事業者が3社あった。主な要因としては、設備投資時期の偏りや後ろ倒し等が考えられる。

平成29年度実績費用（全体）と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	20%以上	5社	計50社
	10%～20%	8社	
	5%～10%	9社	
	0%～5%	28社	
実績費用 < 想定原価	▲5%～0%	13社	計31社
	▲10%～▲5%	10社	
	▲20%～▲10%	5社	
	▲20%以下	3社	

※1 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2019年3月8日現在において託送収支計算書を公表している81社のみ

※2 各社公表資料（2019年3月8日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

(1) 各社の費用の状況（比較査定対象ネットワーク費用）

- 費用のうち、労務費等の比較査定対象ネットワーク費用※¹については、想定原価よりも上振れした事業者の方が多かった。

比較査定対象ネットワーク費用の平成29年度実績と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	20%以上	12社	計44社
	10%～20%	10社	
	5%～10%	13社	
	0%～5%	4社	
実績費用 < 想定原価	▲5%～0%	8社	計23社
	▲10%～▲5%	9社	
	▲20%～▲10%	7社	
	▲20%以下	7社	

※1 比較査定対象ネットワーク費用：託送収支計算書営業費用のうち労務費、消耗品費、賃借料、その他経費、一般管理費

※2 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2019年3月8日現在において、託送収支計算書を公表している一般ガス導管事業者70社のみ

※3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

(1) 各社の費用の状況（個別査定対象ネットワーク費用）

● 費用のうち、設備投資関連費用等の個別査定対象費用※¹については、想定原価よりも下振れした事業者の方が多かった。

個別査定対象ネットワーク費用の平成29年度実績と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	20%以上	3社	計22社
	10%～20%	4社	
	5%～10%	6社	
	0%～5%	9社	
実績費用 < 想定原価	▲5%～0%	16社	計48社
	▲10%～▲5%	11社	
	▲20%～▲10%	10社	
	▲20%以下	11社	

※1 個別査定対象費用：託送収支計算書営業費用のうち、修繕費、租税課金、固定資産除却費、需給調整費、バイオガス調達費、需要調査・開拓費、事業者間精算費、減価償却費
 ※2 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2019年3月8日現在において、託送収支計算書を公表している一般ガス導管事業者70社のみ
 ※3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

(参考) 託送料金原価の費用項目について

- 事前認可申請に係る託送料金審査においては、本年夏に100者超の一般ガス事業者から一度に事前認可申請がなされることや、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、全ての費目を個別に査定するのではなく、一部の費目についてはヤードスティック方式を採用。
- 事前認可申請に係る託送料金原価の全体像は以下のとおり。

(注) 営業費等の名称については、今後、算定規則を制定する際に変更することがあり得る。なお、原価算定期間は原則として3年間。

事前認可申請に係る託送料金原価の全体像について

営業費																								
労務費	修繕費	電力料	水道料	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	安全周知費	たな卸減耗費	固定資産除却費	貸倒償却	雑費	減価償却費	一般管理費	営業外費用	法人税等	事業報酬	控除項目

比較査定の対象費用
 個別査定の対象費用

(注) 一般管理費のうち、事業税については個別査定対象費用。

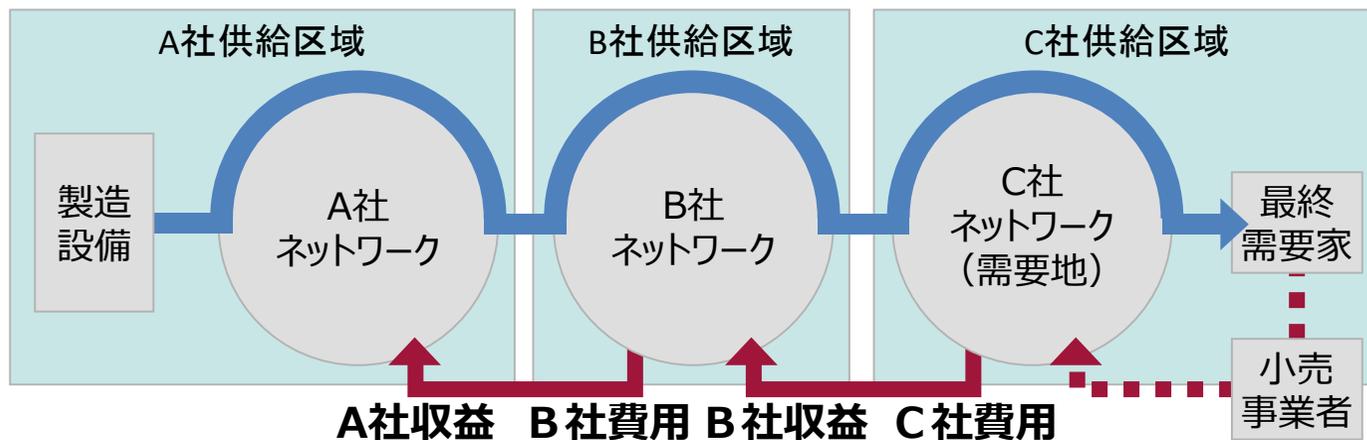


営業費				
需要調査・開拓費	バイオガス調達費	調整力コスト	振替供給コスト	事業者間精算費

(1) ③制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

- 平成29年度より、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組み (事業者間精算費) が新たに導入された。

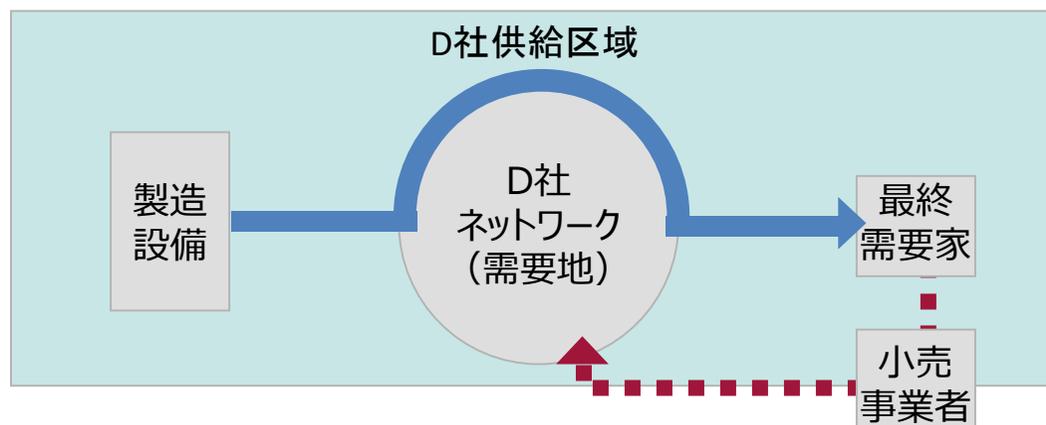
<2事業者以上の導管を通過する場合>



- A社 - B社間、B社 - C社間で、それぞれ事業者間精算が行われる

(参考)

<1事業者のみの導管を通過する場合>



- ➡ ガスの流れ
- ➡ 連結託送に係る金銭の流れ (事業者間精算)
- ⋯ 小売託送に係る金銭の流れ

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

- 平成29年度託送収支における事業者間精算費の想定原価と実績費用の比較※1を行ったところ、想定原価から20%以上実績費用が下振れした事業者が11社あった。
- 他方、実績費用が想定原価の2倍以上となった事業者が2社あった。

事業者間精算費の平成29年度実績と想定原価とのずれ (率)

実績費用 > 想定原価	100%以上	2社	計28社
	20%~100%	5社	
	10%~20%	5社	
	5%~10%	4社	
	0%~5%	12社	
実績費用 < 想定原価	▲5%~0%	6社	計26社
	▲10%~▲5%	2社	
	▲20%~▲10%	7社	
	▲50%~▲20%	3社	
	▲50%以下	8社	

全体費用への寄与度

実績費用 > 想定原価	20%以上	1社	計28社
	10%~20%	2社	
	5%~10%	3社	
	0%~5%	22社	
実績費用 < 想定原価	▲5%~0%	18社	計26社
	▲10%~▲5%	2社	
	▲20%~▲10%	3社	
	▲20%以下	3社	

※1 事業者間精算費用を託送料金原価に計上した3月決算事業者のうち、2019年3月8日現在において、託送収支計算書を公表している53社のみ

※2 ずれ(率)(%) = (実績費用 / 想定原価 - 1) × 100

※3 寄与度 = (実績費用 - 想定原価) / 総実績費用 × 100

(1) ③制度改正後新たに原価算入された費用の状況（事業者間精算費）

- 事業者間精算費の上振れ/下振れが大きい（ずれの割合が±10%以上）事業者について、その要因等について事業者から聴取した。
- 事業者間精算費が想定からずれた主な要因は、新規需要の発生など想定外の需要変動による連結託送供給量の増減であった。

事業者間精算費の想定からのずれの要因

上振れ（実績費用＞想定原価）の主な要因

- 連結託送供給量が想定より増加した。
（気温の影響や設備の増設などによる既存需要のガス使用量の増、新規需要（新設、燃料転換）の発生）
- 流量基本料金における契約最大時間流量が想定より増加した。
（連結託送供給量の増減に伴う契約の見直し）

下振れ（実績費用＜想定原価）の主な要因

- 連結託送供給量が想定より減少した。
（気温の影響や設備の休廃止などによる既存需要のガス使用量の減）
- 流量基本料金における契約最大時間流量が想定より減少した。
（連結託送供給量の増減に伴う契約の見直し）
- 事業者間精算費の原価算定に用いた上流事業者の精算料金表が後の査定で変更されたため精算額が減少した。

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

(単位:百万円)	想定原価 (平成29年度)	実績費用 (平成29年度)	実績と想定 のずれ(率)	費用全体 寄与度	ずれの要因
妙高市	79	163	106.1%	22.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。 ・連結託送供給量が想定より増加したため。
西武ガス	72	136	88.8%	14.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。
蒲原ガス	366	650	77.8%	18.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。 ・連結託送供給量が想定より増加したため。
国分隼人ガス	10	14	41.5%	5.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。 ・連結託送供給量が想定より増加したため。
エア・ウォーター	6	8	37.5%	1.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より減少したため。 ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。
国際石油開発帝石	711	927	30.4%	0.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。
糸魚川市	114	147	29.6%	6.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。
東京ガス山梨	661	786	19.0%	6.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。 ・連結託送供給量が想定より増加(約2%増)したため。
加治木ガス	17	19	15.9%	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。 ・連結託送供給量が想定より増加したため。
由利本荘市	66	75	14.2%	2.1%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より増加したため。
北海道ガス (特導)	61	69	13.1%	7.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より増加したため。
大牟田ガス	28	31	11.1%	0.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より増加したため。 ・上流ガス導管事業者の事業者間精算料金表単価が年度途中で変更されたため。

※実績費用は、他の費用科目に含まれていた分を抽出するなどの補正を行っている。

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

(単位:百万円)	想定原価 (平成29年度)	実績費用 (平成29年度)	実績と想定 のずれ(率)	費用全体 寄与度	ずれの要因
栃木ガス	23	25	10.0%	1.1%	・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より増加したため。 ・連結託送供給量が想定より増加したため。
大阪ガス	1,910	2,088	9.3%	0.1%	・連結託送供給量が想定より増加したため。
松栄ガス	156	158	1.2%	0.4%	・連結託送供給量が想定より増加したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
フジオックス	5	5	-9.0%	-3.5%	・連結託送供給量が想定より減少したため。
小田原ガス	244	222	-9.0%	-1.1%	・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より減少したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
下仁田町	16	15	-10.0%	-1.3%	・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より減少したため。
東日本ガス	213	191	-10.4%	-0.7%	・連結託送供給量が想定より減少したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
大武	7	6	-10.8%	-0.6%	・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
旭川ガス	50	44	-11.3%	-0.9%	・連結託送供給量が想定より減少したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
白根ガス	407	360	-11.6%	-3.2%	・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より減少したため。
新日本ガス	1,280	1,120	-12.5%	-3.7%	・連結託送供給量が想定より減少したため。

※大阪ガスの想定原価には、比較査定対象ネットワーク費用に計上されていた事業者間精算費分を含めている。

※実績費用は、他の費用科目に含まれていた分を抽出するなどの補正を行っている。

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

(単位:百万円)	想定原価 (平成29年度)	実績費用 (平成29年度)	実績と想定 のずれ(率)	費用全体 寄与度	ずれの要因
東海ガス	288	248	-13.9%	-1.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より減少したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
高松ガス	6	5	-16.5%	-2.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より減少したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
上越市	1,436	1,099	-23.4%	-9.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・流量基本料金算定における契約最大時間流量が想定より減少したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
日本ガス	71	51	-27.6%	-7.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より減少したため。 ・原価算定に用いた上流事業者の事業者間精算料金表単価が後の査定で変更されたため。
筑紫ガス	99	69	-30.2%	-2.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量が想定より減少したため。
魚沼市	99	57	-42.3%	-7.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・本来連結託送供給量に含めるべきでない需要が含まれていたことにより連結託送供給量の想定が大きく見積もられていたため。
苫小牧ガス	647	209	-67.7%	-35.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・連結託送供給量の想定を設備能力ベースで行ったことにより大きく見積もられていたため。

※実績費用は、他の費用科目に含まれていた分を抽出するなどの補正を行っている。

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

- 事業者間精算費の想定からのずれは、上流のガス導管事業者の託送収益 (事業者間精算収益) にも影響を与える。
- 上流のガス導管事業者の収支状況を確認するため、託送収支及び事業者間精算収益の状況を分析した。

(単位:百万円)	託送約款設定免除	託送収支等の状況				事業者間精算収益の分析				
		営業収益 (a)	営業費用 (b)	(a - b) / (a)	当期超過利 潤累積額	想定原価 (単年度平均)	収入実績	営業収益に 占める割合	実績と想定 のずれ	収入全体 への寄与
東京ガス	—	305,605	273,953	10.4%	9,547	6,604	7,155	2.3%	8.3%	0.2%
大阪ガス	—	203,815	186,475	8.5%	6,985	1,230	1,013	0.5%	-17.6%	-0.1%
東邦ガス	—	78,050	71,249	8.7%	1,274	1,170	1,150	1.5%	-1.7%	0.0%
西部ガス	—	26,811	25,814	3.7%	-620	407	369	1.4%	-9.3%	-0.1%
国際石油 開発帝石	—	***	***	3.7%	-8,998	26,380	***	71.7%	***	***
石油資源開発	—	***	***	22.2%	-61	4,383	***	36.6%	***	***
JXエールエヌ サービス	—	***	***	-9.4%	0	0	***	5.2%	100%以上	***
北海道瓦斯	—	17,041	14,572	14.5%	918	56	99	0.6%	77.3%	0.3%

※ 「***」: ガス事業託送収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表しないことができるとされている。

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

(単位:百万円)	託送約款設定免除	託送収支等の状況				事業者間精算収益の分析				
		営業収益 (a)	営業費用 (b)	(a - b) /(a)	当期超過利 潤累積額	想定原価 (単年度平均)	収入実績	営業収益に 占める割合	実績と想定 のずれ	収入全体 への寄与
エア・ウォーター	—	67	132	-96.8%	-73	13	8	11.3%	-41.0%	-3.9%
仙 台 市	—	9,315	7,870	15.5%	394	38	37	0.4%	-1.9%	0.0%
東北天然ガス	○	***	***	-3.9%	—	—	***	100.0%	—	—
武 州 瓦 斯	—	11,712	11,064	5.5%	-46	786	797	6.8%	1.3%	0.1%
東 彩 ガ ス	—	6,395	5,276	17.5%	407	171	186	2.9%	8.7%	0.2%
新 日 本 瓦 斯	—	4,058	3,687	9.2%	86	4	5	0.1%	13.3%	0.0%
東 日 本 ガ ス	—	3,100	2,352	24.1%	336	13	13	0.4%	-2.6%	0.0%
東 海 ガ ス	—	2,651	2,307	13.0%	112	60	52	2.0%	-13.9%	-0.3%
東京電力フュエル & パワー	—	589	870	-47.7%	-358	98	65	11.1%	-33.6%	-5.8%
中 部 電 力	—	***	***	14.7%	-127	1,799	***	82.0%	***	***
関 西 電 力	○	***	***	64.9%	—	—	***	85.2%	—	—
瀬 戸 内 パイプライン	○	***	366	***	189	—	***	67.6%	—	—
水島エルエヌジー	○	68	382	-462.7%	-469	—	68	100.0%	—	—
四 国 電 力	○	17	5	70.5%	—	—	12	72.2%	—	—

※ 「***」: ガス事業託送収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表しないことができるとされている。

※ 瀬戸内パイプライン及び水島エルエヌジーは、託送約款の設定を免除されているが、ガス事業法第77条第1項の規定に基づく託送供給条件の届出をしているため、ガス事業託送収支計算規則の規定により超過利潤計算書等の作成がなされている。

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (事業者間精算費)

(単位:百万円)	託送 約款 設定 免除	託送収支等の状況				事業者間精算収益の分析				
		営業収益 (a)	営業費用 (b)	(a - b) /(a)	当期超過利 潤累積額	想定原価 (単年度平均)	収入実績	営業収益に 占める割合	実績と想定 のずれ	収入全体 への寄与
日本ガス	—	3,300	2,992	9.3%	34	27	34	1.0%	22.9%	0.2%
筑後ガス圧送	—	658	608	7.6%	33	586	595	90.5%	1.6%	1.5%
三愛石油	—	605	552	8.7%	8	240	244	40.4%	1.8%	0.8%
九州ガス圧送	—	***	309	***	2	206	***	94.3%	***	***

※ 「***」: ガス事業託送収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表しないことができるとされている。

(1) ③制度改正後新たに原価算入された費用の状況（事業者間精算費）

- 事業者間精算費の上振れ（実績＞想定）に伴う上流ガス導管事業者の託送収益の増加分は、原則、上流ガス導管事業者の託送収支計算書や超過利潤累積額管理表により、ストック管理が実施され、値下げ原資となる。
- しかしながら、託送供給約款の設定が免除されている特定ガス導管事業者の一部については、超過利潤累積額管理表の作成が不要とされ、ストック管理が行われない。
- また、託送供給約款の設定が免除されている特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表の算定根拠となる原価等を確認できない状況にある。
- 上記のような状況は、下流のガス導管事業者の託送料金から支出される事業者間精算費の適正性を維持する上で適切とは言えず、制度見直しを速やかに行うことが適当。

<ガス事業法抜粋>

（託送供給約款）

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定

め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(参考) 託送供給約款を定める必要がない場合の承認基準

〈ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等抜粋〉

(20) 法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

- ① 自らが維持し、及び運用する導管により行う小売供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者
- ② 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者
- ③ ①又は②の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者
 - イ 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
 - ロ ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管
 - ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

(1) ③制度改正後新たに原価算入された費用の状況（需要調査・開拓費）

- 平成29年度より、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進や都市ガス導管網の効率性向上の観点から、需要調査・需要開拓に係る費用（需要調査・開拓費）の託送料金原価への算入が認められた。

需要調査・開拓費の概要

- 需要調査とは、造成地や都市計画に係る情報の収集や、他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査などである。
- 需要開拓とは、他燃料を使用する需要家に対して都市ガス化の提案を行うことや、実地調査により、ガス設備の導入可能性の検討などを行うことである。
- 一般ガス導管事業者が、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資する宅地・工業団地等の開発計画やこれに資する工場等の燃料転換の可能性に関して行う需要調査・需要開拓に係る費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保しつつ、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認める。

(1) ③制度改正後新たに原価算入された費用の状況（需要調査・開拓費）

- 平成29年度託送収支における需要調査・開拓費の想定と実績費用の比較※¹を行ったところ、原価を計上した全8社のうち、7社について想定原価から実績費用が下振れした。

需要調査・開拓費の平成29年度実績と想定原価とのずれ（率）・全体費用への寄与度

	想定原価と実績費用 のずれ(率)	全体費用への寄与度
水島ガス	43.7%	0.4%
東邦ガス	▲32.2%	▲0.3%
北海道ガス	▲42.2%	▲1.4%
東京ガス	▲52.9%	▲0.5%
大阪ガス	▲60.0%	▲0.7%
鷺宮ガス	▲97.4%	▲1.5%
国際石油開発帝石	▲100.0%	▲0.9%
三愛石油	▲100.0%	▲0.0%

※1 需要調査・開拓費を託送料金原価に計上した3月決算事業者のうち、2019年3月8日現在において、託送収支計算書を公表している8社のみ

※2 ずれ(率) (%) = (実績費用 / 想定原価 - 1) × 100

※3 寄与度 = (実績費用 - 想定原価) / 総実績費用 × 100

(1) ③ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況 (需要調査・開拓費)

- 需要開拓費の想定と実績の差について、その要因を事業者から聴取したところ、以下のように、制度導入の初年度であることにより生じる要因が多かった。
- 需要開拓費については、制度導入初年度という事情から、平成29年度の実績だけで評価することは難しく、次年度以降詳細に評価する。なお、次年度以降の需要開拓費の評価にあたっては、費用の実績だけでなく、制度の目的である導管整備の促進という観点から効果をあげているのかについても評価する。

需要開拓費の平成29年度実績と想定原価とのずれ(率)・全体費用への寄与度

(単位:千円)	想定原価 (平成29年度)	実績費用	実績と想定 のずれ(率)	全体原価への 寄与度	ずれの主な要因
鷺宮ガス	5,878	219	-96.3%	-1.1%	・計画に対して新設件数の減少及び他のガス小売事業者の申込みがなかったため。 ※需要開拓は、平成29年4月より開始。
大阪ガス	2,258,284	896,280	-60.3%	-0.7%	・需要開拓費の支払いは、本活動により獲得した新規需要(ガスメーター)の件数に応じて支払うこととしているが、公募開始時期よりも前から都市ガス化を働きかけていた需要は対象外としていたため。(初年度の活動の成果の一部は、次年度以降の支払いとなる。) ※需要開拓は、平成29年4月より開始
東京ガス	2,633,482	1,219,893	-53.7%	-0.5%	・需要開拓費の精算に半年程度かかることから、29年度上期分(4~9月)のみの実績となったため。 ※需要開拓は、平成29年4月より開始
北海道ガス	661,087	297,445	-55.0%	-2.1%	・需要開拓件数が想定を下回ったため。 ※需要開拓は、平成29年4月より開始
東邦ガス	686,119	447,101	-34.8%	-0.3%	・需要開拓費の支払いは、本活動により獲得した新規需要(ガスメーター)の件数に応じて支払うこととしているが、公募開始時期よりも前から都市ガス化を働きかけていた需要は対象外としていたため。(初年度の活動の成果の一部は、次年度以降の支払いとなる。) ※需要開拓は、平成29年4月より開始
水島ガス	7,552	10,580	40.1%	0.4%	・業務用の需要開拓が発生したため、想定を上回った。

※1 需要調査・開拓費を託送料金原価に計上した3月決算事業者のうち、2019年3月8日現在において、託送収支計算書を公表している8社のみ

※2 ずれ(率) (%) = (実績費用 / 想定原価 - 1) × 100

※3 寄与度 = (実績費用 - 想定原価) / 総実績費用 × 100

(2) 効率化に向けた取組状況

(2) ①大手3社の取組状況

- 先進的な取組を進めていると期待される大手3社に、制度改正後新たに取り組んだ効率化の取組状況を聴取したところ、その概要は以下の通りであった。

大手3社の効率化の取組状況のまとめ

	取組内容	年間削減額 (億円)	削減率	展開可能性			備考
				大手	準大手	中小	
東京ガス	ガスメーター部品におけるサプライヤーの複数社化	▲ 0.3	-9.0%	○	△	△	
	契約後VE（発注先のコスト低減案の採用）の展開	▲ 0.8	-0.2%	○	○	△	大規模な工事会社が必要
	高圧曲管の新規工法の採用	▲ 2.7	-16.0%	○	○	—	高圧幹線を持つ事業者のみ
	無線塔における防錆仕様の見直しに伴うコスト削減	▲ 1.5	-28.0%	○	○	—	
	中低圧ガバナ（整圧器）の計測機器点検の頻度見直し	▲ 0.6	-50.0%	○	○	○	これまでの実績データの分析・技術評価が必要
	業務プロセスの見える化（現地作業タブレット端末の導入）	—	—	○	△	—	
	個々の作業の効率化（ノウハウの社内展開）	—	—	○	○	○	
大阪ガス	競争発注比率の拡大	▲ 5.1	-13.6%	○	○	△	
	腐食劣化対策管まとめ発注	▲ 4.1	-12.0%	△	△	△	大規模な工事会社が必要
	ノウハウの社内展開による工事体制の効率化	▲ 1.8	-6.4%	○	○	△	
	メーター計量膜の使用期間延長	▲ 0.3	-13.9%	○	○	○	これまでの実績データの分析・技術評価が必要
	集合物件への検満ハガキ郵送廃止	▲ 0.2	-31.6%	○	○	○	
東邦ガス	発注シェア配分競争入札	▲ 0.1	-5.0%	○	△	△	
	掘削幅の細幅化	▲ 0.8	-4.0%	△	△	△	行政との調整が必要
	マンホール嵩の調整	▲ 0.1	-12.0%	△	△	△	行政との調整が必要
	小型ガス遮断バグの採用	▲ 0.4	-7.0%	○	○	○	
	中圧導管へのPE管導入	▲ 1.7	-23.0%	△	○	○	繁華街等頻繁な開削がある地域は導入が難しい
	整圧器の分解点検頻度の延伸	▲ 0.0	-40.0%	○	○	○	これまでの実績データの分析・技術評価が必要

※展開可能性は、以下の評価により各社から聴取 ○：自社努力・意志決定で可能と思われる △：一定の条件（例：行政との調整）で可能と思われる —：活用機会・対象設備が無いと思われる

(2) ②効率化取組の横展開の促進に向けた方策

- 中小事業者を含めた各ガス導管事業者の効率化を促進するために、電力・ガス取引監視等委員会事務局において、以下のような取組を行うことが適当である。
 - － 大手3社における先進的で効果の高い取組について、その具体的な内容や効果を取りまとめて公表し、他のガス導管事業者が自主的に取り入れるように促す。
 - － 中小事業者を含めた横展開を促進するため、日本ガス協会に、技術的サポート等を行うよう依頼する。

横展開が期待される取組の例

- 計測機器等の点検・部品交換頻度の見直しによるコスト削減
- 工法の工夫（中圧へのPE管導入、非開削工法の導入等）
- 業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入、通信機能付きマイコンメーターの活用による検査コストの低減等）
- 工事発注・契約手法の工夫（取引先からの費用低減提案の受け入れ、まとめ発注、施工条件変更時の単価事前設定による協議コストの低減等）
- 行政区との交渉（掘削幅の削減、埋設深さの変更等） 等

(2) ②他のガス導管事業者への横展開が期待される取組の例 (1 / 5)

	取組事案	内容	効果
計測機器等の点検・部品交換頻度の見直し	整圧器の電気計装設備点検頻度の延伸	故障発見率を整理した上で、点検頻度を延伸。	検査コストの低減
	整圧器の分解点検頻度の延伸	導入後20年経過し、設備起因のトラブルの発生がなかった機種に関して、点検周期を延伸。	検査コストの低減
	メーター計量膜の使用期間延長	ガスメーター(6号)を再利用するにあたり、交換部品の一つである計量膜の耐久性について技術評価を行い、使用期間を延長。	消耗品費の低減
工法の工夫	中圧へのポリエチレン製ガス管(PE管)導入	繁華街以外の中圧導管に鋼製でなく、PE管を導入。導入に際しては、施工性や品質管理、防護などの仕様検証が必要。	中圧導管の新設/入替工事の費用削減

※導入を検討する事業者の企業規模や事業環境(工事量、エリア特性、工事体制、業務システムの仕様等)に応じて、必要となる追加的な情報が異なるため、個別に調整が必要。

(2) ②他のガス導管事業者への横展開が期待される取組の例 (2 / 5)

	取組事案	内容	効果
工法の工夫	非開削工法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の両端に掘削立坑を設け、ガス管を地中に引き込む。 ・白ガス供給管の内面にウレタン樹脂膜を形成する。 ・ねずみ鋳鉄管の内面にPE管を挿入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削土量の削減 ・掘削土量の削減、ガス管が折損した際の漏洩抑制、早期復旧に寄与 ・掘削土量の削減
	既存工法の適用範囲拡大	<p>従来、鋼管に対してのみ行われていた活管分岐工法※を、PE管150Aに採用。 ※既設導管から新設導管を分岐させる工事の際に、供給継続のためのバイパス工事なしで施工する。</p>	道路掘削面積の削減
	仮修繕の工法を本修繕の工法に採用	ガス漏洩の仮修繕工法であった「金属テープシール工法」の技術評価を行い、本修繕工法に採用。	掘削回数の削減 (従来、仮修繕と本修繕の2回掘削が必要であったが、本修繕のみの掘削で修繕が可能となった。)
	新素材の導入	露出管ネジ部の漏れ修理に光硬化型樹脂を利用(R2工法)。	1件当たりの平均作業時間を約30分短縮

※導入を検討する事業者の企業規模や事業環境(工事量、エリア特性、工事体制、業務システムの仕様等)に応じて、必要となる追加的な情報が異なるため、個別に調整が必要。

(2) ②他のガス導管事業者への横展開が期待される取組の例 (3 / 5)

	取組事案	内容	効果
業務効率化の取組	現地作業でのタブレット端末導入	定期保安点検、他工事巡回点検、本支管工事の業務にタブレット端末を導入。	業務プロセスの可視化、配置・分担や作業計画の見直しに寄与
	通信機能付きマイコンメーターの活用による検査コストの低減	通信機能付きマイコンメーターに圧力センサーを内蔵し、遠隔でガス圧力測定、データ収集を実施。	圧力測定に要する費用を低減
	他工事企業との協働	道路復旧工事の日程を、他企業工事と合わせる。	道路復旧費の低減
	他社との共同購入	OA機器など、他ガス事業者あるいは他業界の企業と共同購入を行う。	消耗品費の低減

※導入を検討する事業者の企業規模や事業環境(工事量、エリア特性、工事体制、業務システムの仕様等)に応じて、必要となる追加的な情報が異なるため、個別に調整が必要。

(2) ②他のガス導管事業者への横展開が期待される取組の例 (4 / 5)

	取組事案	内容	効果
工事発注・契約手法の工夫	取引先からの費用低減提案の受け入れ(契約後VE)	取引先がより安価な方法を提案した際に、協議の上、提案手法を採用できる旨契約書に記載。	道路管理者等との折衝による規制緩和や、より安価な工法への変更が可能
	まとめ発注(腐食劣化対策管等)	繁華街エリアにおける腐食劣化対策管の入替工事を中心に、対策工事のスケジュールを調整したうえで、対象エリアの複数の工事をまとめて発注する。	競争購買による調達額の低減、発注方法の透明性向上
	施工条件変更時の単価事前設定による協議コストの低減	施工時に、地中埋設物等により施工条件が変更となった場合、従来は、請負者と契約金額の再協議を行っていたところ、予め複数パターンの契約変更単価を設定する。	請負者との調整コストの低減

※導入を検討する事業者の企業規模や事業環境(工事量、エリア特性、工事体制、業務システムの仕様等)に応じて、必要となる追加的な情報が異なるため、個別に調整が必要。

(2) ② 他のガス導管事業者への横展開が期待される取組の例 (5 / 5)

	取組事案	内容	効果
行政区 との 交渉	掘削幅の削減	行政区に対して、旧建設省通達による基準緩和に沿った掘削幅での工事の承認を得る。	掘削土量の削減
	埋設深さの変更	従来、ガス管の埋設は1.2mの深さに行っていたところ、0.6~0.9mの深さにて行う。道路の表面に影響を及ぼさないよう、技術的知見、施工の管理強化と、工事事業者への工法の定着が必要。	掘削土量の削減
	即日本復旧工法の導入 (管工事施工日に復旧工事を完了させる)	通常、道路舗装部の亀裂・陥没を防ぐため、自然転圧(数日~数週間)の期間をおいて改めて本復旧工事を実施しているところ、施工品質が確認できた案件のみ、管工事施工日に続けて本復旧工事を完了させる。行政区からの承認の他、適用範囲の明確化、管工事会社へ教育が必要。	舗装工事回数の削減

※導入を検討する事業者の企業規模や事業環境(工事量、エリア特性、工事体制、業務システムの仕様等)に応じて、必要となる追加的な情報が異なるため、個別に調整が必要。

(3) 中長期的な安定供給の確保に向けた取組 状況

(3) ① 導管延伸の取組状況 (導管総延長の伸び率)

- 平成29年度の導管総延長の伸びを見ると、全社の平均で、高圧導管は平均1.91%、中圧導管は平均0.67%、低圧導管は平均0.72%の伸びであった。

導管総延長の伸び (29年度)

高圧導管伸び率

中圧導管伸び率

低圧導管伸び率

(平均 1.91%)		(平均 0.67%)		(平均 0.72%)	
5%~	3社	5%~	7社	5%~	2社
1% ~ 5%	2社	1% ~ 5%	24社	1% ~ 5%	30社
0% ~ 1%	2社	0% ~ 1%	47社	0% ~ 1%	79社
0%	21社	0%	39社	0%	5社
▲1% ~ 0%	2社	▲1% ~ 0%	12社	▲1% ~ 0%	9社
▲5% ~ ▲1%	—	▲5% ~ ▲1%	2社	▲5% ~ ▲1%	—
▲10% ~ ▲5%	—	▲10% ~ ▲5%	—	▲10% ~ ▲5%	1社
~ ▲10%	—	~ ▲10%	—	~ ▲10%	—

※ 各社からの提供情報より、電力・ガス取引監視等委員会事務局作成
 伸び率 = (29末実績 - 28末実績) / 28末実績

(3) ① 導管延伸の取組状況（導管伸び率の実績と計画の差）

- 平成29年度の導管伸び率について実績と計画の差を見ると、中圧・低圧については、実績が計画を下回った事業者が多かった。
- 実績と計画の差について、事業者に理由を聴取したところ、「工事が次年度にずれ込んだ」、「想定していたガス採用計画（新規需要）が見送られた」等があげられた。

平成29年度の導管伸び率の実績と計画の差

高圧導管伸び率	中圧導管伸び率	低圧導管伸び率
5%～	2社	—
1%～5%	4社	—
0%～1%	32社	41社
0%	38社	8社
▲1%～0%	31社	68社
▲5%～▲1%	19社	8社
▲10%～▲5%	2社	—
～▲10%	3社	1社

※ 各社からの提供情報より、電力・ガス取引監視等委員会事務局作成

平成29年度の導管伸び率の実績と計画の差 = {29末実績 - (28末実績 + 29計画)} / (28末実績 + 29計画)

(3) ②メーター取付数の伸び及び供給区域拡張の状況

- 平成29年度のメーター取付数の伸びは、85社が増加、3社が横ばい、38社が減少であった。
- 平成29年度の供給区域の拡張実績は、42社が増加、84社が横ばいであった。

ガスメーター取付数伸び率
(平成29年度)

10% ~	4社
5% ~ 10%	—
1% ~ 5%	37社
0% ~ 1%	44社
0%	3社
▲1% ~ 0%	30社
▲5% ~ ▲1%	7社
~ ▲5%	1社

供給区域伸び率
(平成29年度)

10% ~	3社
5% ~ 10%	2社
1% ~ 5%	12社
0% ~ 1%	25社
0%	84社

※ 各社からの提供情報より、電力・ガス取引監視等委員会事務局作成
伸び率 = (29末実績 - 28末実績) / 28末実績

3. 内管工事の取組状況

(1) 内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析

- 需要家敷地内のガス工作物（内管）は、需要家の資産である一方、その工事については、保安義務を負う一般ガス導管事業者に依頼することとされている。
- 内管工事費用については、各社の託送供給約款において、内管工事に要する費用の実績を基礎として見積単価表を作成・公表し、その見積単価表により工事費用を算定して請求すると定められている。

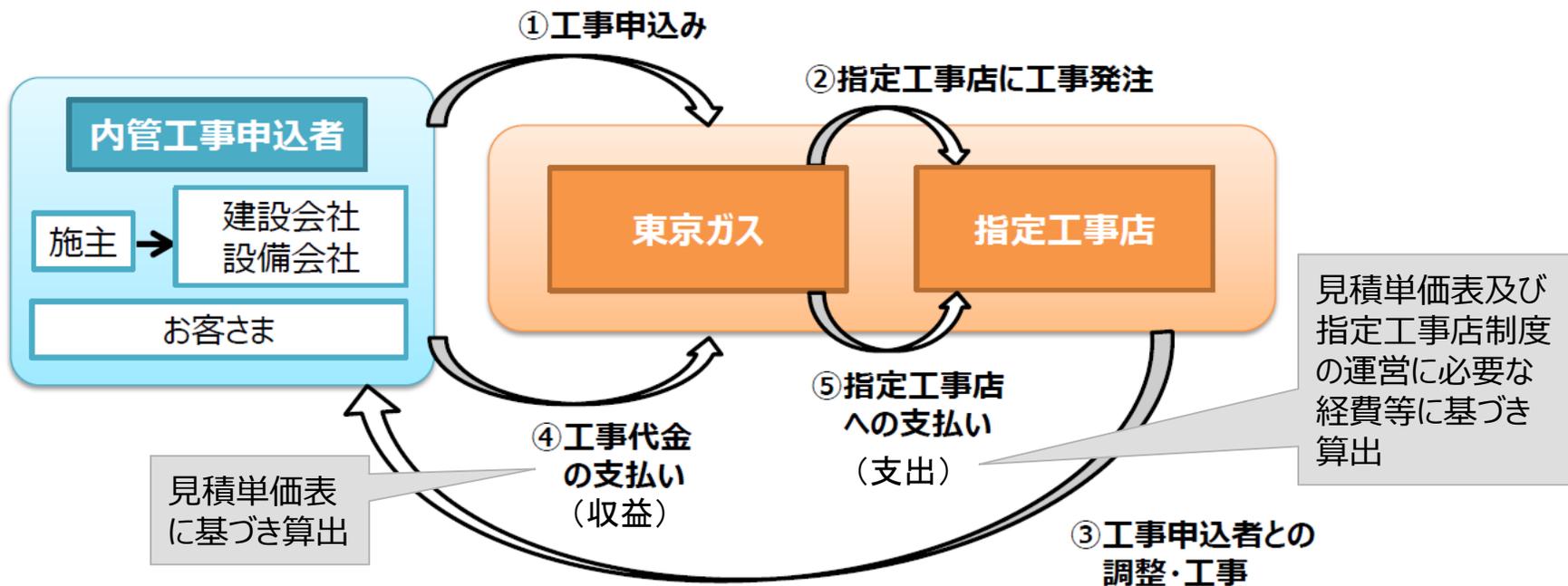
各社の託送供給約款における内管工事に関する規定の主な内容

- ✓ ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工する。
- ✓ 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただく。
- ✓ 内管及びガス栓の工事に要する費用は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、あらかじめ定め公表している見積単価表により算定する。
- ✓ 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定する。

(1) 内管工事見積単価表及び内管工事収支の分析

- 内管工事では、公表された見積単価表に基づき内管工事申込者から受け取る額（収益）と、指定工事店に支払う費用等（支出）の差分として、一般ガス導管事業者に収支が発生する。
- 各一般ガス導管事業者における内管工事に係る収益及び費用は、ガス事業会計規則に基づき、それぞれ、受注工事収益・費用（受注工事勘定）に整理することとされている。
- 一般ガス導管事業者は、その収支状況等を踏まえ、費用の実績を反映したものになるよう、内管工事の見積単価表の改定を行っている。

内管工事に係る業務フロー（東京ガスの例）



(1) ①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

- 一般ガス導管事業者が公表している見積単価表を分析したところ、事業者ごとに、建物の区分や、見積額の算定方法がまちまちであり、見積単価表をベースに費用の水準を比較することは困難であった。

	A社	B社
建物の区分	木質系戸建て、木質系集合住宅、 鉄骨系戸建て、鉄骨系集合住宅、 鉄筋・鉄骨コンクリート系ごとに 単価が設定されている	木質系、鉄筋コンクリート系ごとに 単価が設定されている。 ※戸建て、集合住宅の区分はない
見積額の算定方法	<p>見積り金額</p> $= \{ \text{基本工事費} \times \text{メーター数} \\ + \text{埋設管単価} \times \text{延長} + \text{非埋設管単価} \\ \times \text{延長} + \text{ガス栓ライン単価} \times \text{ガス栓数} \\ + \text{特別材料費} + \text{特別工事費} \\ + \text{付帯工事費} + \text{割増工事費} \}$ $\times (1 + \text{諸経費率})$ <p>※ガスメーター周辺の工事費一式を基本 工事費として単価を設定。</p>	<p>見積り金額</p> $= \text{配管工事費} \times \text{延長} + \text{ガス栓工事費} \\ \times \text{ガス栓数} + \text{ガスメーター工事費} \\ \times \text{メーター数} + \text{特別工事費} \\ + \text{付帯工事費} + \text{割増工事費} \\ + \text{共通仮設費} + \text{諸経費}$ <p>※ガスメーター周辺の工事費もすべて個 別に算定。</p>

(1) ①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

- 工事件数の多い事業者から、内管工事の典型的なケースを聴取し、それを踏まえて全社共通の見積条件（標準モデル）を作成し、全ての一般ガス導管事業者に内管工事の参考見積を依頼した。

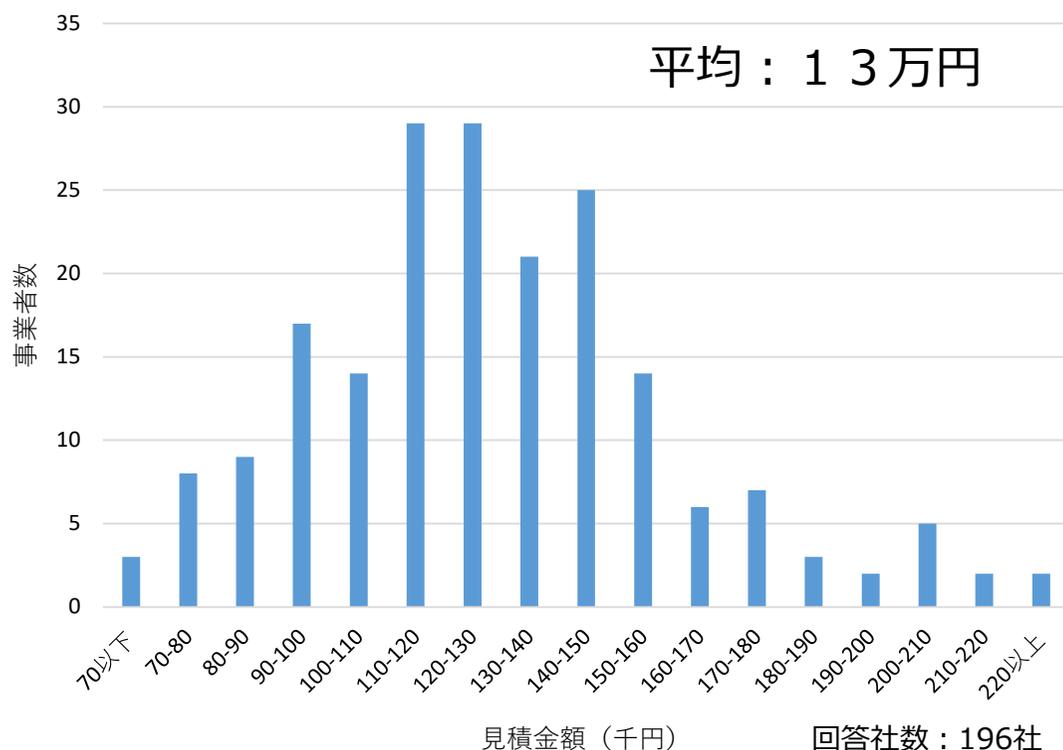
<標準モデルの概要>

- 新築の戸建木造住宅
- ガス機器：2台（設計対象は、以下のガス流量とする）
 - ① 24号ふろ給湯器【ガス消費量（ガス流量）⇒ 給湯3.71m³/h、風呂0.92m³/h】
 - ② ビルトインコンロ【ガス消費量（ガス流量）⇒ バーナA 0.35m³/h、バーナB 0.35m³/h】
- ガスメーターまでは、P E 管の埋設配管（延長9m）
- ガスメーター以降は、フレキ管の露出配管
- 機器接続工事は見積りに含む（ガス栓は機器接続ガス栓）
- 外壁貫通における穴あけ及び穴補修は見積りに含まない
- 上記以外の口径、配管ルート、支持金具等の仕様は各社の標準仕様による

(1) ①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

- 各社の参考見積額の平均は13万円であったが、最低は5千円、最高は26万円と大きな幅があった。

内管工事費の参考見積額



参考見積額が比較的高い事業者

事業者名	見積金額 (円)
小千谷市 (公営)	262,490
釜石瓦斯	234,360
糸魚川市 (公営)	216,930
秦野ガス	210,600
福井市 (公営)	208,386
青森ガス	206,031
妙高市 (公営)	205,588
金沢市企業局 (公営)	205,308
魚沼市 (公営)	203,807
盛岡ガス	196,707

参考見積額が比較的低い事業者

事業者名	見積金額 (円)
のしろエネルギーサービス	75,365
南日本ガス	74,710
小松ガス	74,412
米子ガス	72,600
大牟田ガス	72,175
加治木ガス	72,055
五所川原ガス	70,740
東北ガス	60,004
阿久根ガス	57,743
エコア	5,000

(1) ①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

各社の標準モデルに基づく参考見積額一覧

事業者名	私営・公営別	標準モデルに基づく参考見積額(円)	事業者名	私営・公営別	標準モデルに基づく参考見積額(円)	事業者名	私営・公営別	標準モデルに基づく参考見積額(円)	事業者名	私営・公営別	標準モデルに基づく参考見積額(円)	事業者名	私営・公営別	標準モデルに基づく参考見積額(円)	事業者名	私営・公営別	標準モデルに基づく参考見積額(円)
1. 本省所管			新庄都市	私営	146,672	新日本	私営	93,270	上田	私営	158,004	6. 北陸支局所管			山口合同	私営	99,900
東京	私営	140,100	庄内中部	私営	149,381	鷲宮	私営	124,600	諏訪	私営	164,592	日本海	私営	99,489	松江市	公営	172,878
大阪	私営	126,400	福島	私営	141,080	日高都市	私営	141,370	大町	私営	116,640	高岡	私営	127,317	9. 四国局所管		
東邦	私営	125,200	常磐共同	私営	129,700	幸手都市	私営	109,620	信州	私営	92,800	小松	私営	74,412	四国	私営	94,473
西部	私営	122,637	常磐都市	私営	138,542	入間	私営	102,168	長野都市	私営	142,560	金沢市	公営	205,308	10. 九州局所管		
東部	私営	108,432	若松	私営	100,512	堀川産業	私営	115,176	静岡	私営	145,000	7. 近畿局所管			大牟田	私営	72,175
2. 北海道局所管			相馬	私営	145,000	坂戸	私営	110,991	熱海	私営	177,996	敦賀	私営	113,950	西日本	私営	107,059
北海道	私営	160,056	東北	私営	60,004	松栄	私営	115,344	伊東	私営	106,310	越前エライフ	私営	189,000	筑紫	私営	121,136
旭川	私営	132,019	仙台市	公営	133,542	伊奈都市	私営	173,209	御殿場	私営	138,000	甲賀協同	私営	116,640	直方	私営	109,841
釧路	私営	157,339	気仙沼市	公営	126,514	京葉	私営	119,900	東海	私営	116,100	丹後	私営	95,297	飯塚	私営	137,290
室蘭	私営	155,520	にかほ市	公営	115,794	大多喜	私営	173,209	フジオックス	私営	127,720	長田野	私営	113,076	高松	私営	124,526
帯広	私営	142,160	由利本荘市	公営	136,847	銚子	私営	111,400	島田	私営	118,000	福知山都市	私営	107,676	久留米	私営	111,559
苫小牧	私営	131,868	男鹿市	公営	143,164	房州	私営	105,500	下田	私営	99,800	河内長野	私営	132,680	唐津	私営	84,434
岩見沢	私営	178,200	庄内町	公営	146,070	野田	私営	124,848	中遠	私営	135,000	洲本	私営	157,037	伊万里	私営	84,600
長万部町	公営	174,884	4. 関東局所管			東日本	私営	99,252	袋井	私営	119,000	伊丹産業	私営	134,000	鳥栖	私営	112,594
3. 東北局所管			東部液化石油	私営	83,516	京和	私営	122,040	下仁田町	公営	142,560	篠山都市	私営	120,960	佐賀	私営	115,494
青森	私営	206,031	足利	私営	168,480	総武	私営	113,368	東金市	公営	148,705	豊岡エナジー	私営	126,400	九州	私営	129,000
八戸	私営	143,100	佐野	私営	139,900	日本(千葉)	私営	158,205	習志野市	公営	142,560	大和	私営	127,700	第一	私営	133,050
弘前	私営	108,970	栃木	私営	119,809	青梅	私営	124,210	白子町	公営	130,624	桜井	私営	152,943	天草	私営	133,439
十和田	私営	110,795	北日本	私営	83,376	武陽	私営	162,216	大網白里市	公営	136,209	五条	私営	133,329	山鹿都市	私営	100,172
五所川原	私営	70,740	桐生	私営	123,000	昭島	私営	178,848	九十九里町	公営	128,001	大武	私営	112,900	大分	私営	165,763
盛岡	私営	196,707	館林	私営	122,800	小田原	私営	141,480	長南町	公営	88,706	新宮	私営	121,727	エコア	私営	5,000
釜石	私営	234,360	伊勢崎	私営	127,200	秦野	私営	210,600	上越市	公営	181,483	福井市	公営	208,386	宮崎	私営	97,040
水沢	私営	114,933	沼田	私営	143,532	厚木	私営	133,479	見附市	公営	156,938	大津市	公営	152,074	日本(鹿児島)	私営	98,660
一関	私営	103,913	太田都市	私営	110,519	湯河原	私営	149,195	妙高市	公営	205,588	8. 中国局所管			南日本	私営	74,710
花巻	私営	124,524	渋川	私営	130,356	北陸	私営	161,100	小千谷市	公営	262,490	鳥取	私営	145,162	阿久根	私営	57,743
塩釜	私営	144,720	武州	私営	106,704	新発田	私営	147,500	魚沼市	公営	203,807	米子	私営	72,600	南海	私営	91,775
石巻	私営	115,560	埼玉	私営	125,280	越後天然	私営	145,800	糸魚川市	公営	216,930	出雲	私営	91,557	加治木	私営	72,055
古川	私営	126,360	秩父	私営	150,444	蒲原	私営	152,712	5. 中部局所管			浜田	私営	112,320	出水	私営	99,070
山南	私営	151,124	東彩	私営	98,680	佐渡	私営	84,304	中部	私営	119,800	津山	私営	98,485	国分隼人	私営	84,255
のしろエナジーサービス	私営	75,365	大東	私営	130,032	栄カス協同組合	私営	173,880	犬山	私営	144,720	岡山	私営	151,200	11. 沖縄局所管		
山形	私営	115,442	西武	私営	125,300	白根	私営	145,875	津島	私営	133,660	水島	私営	84,121	沖縄	私営	86,122
鶴岡	私営	146,297	本庄	私営	109,600	吉田	私営	124,000	大垣	私営	195,000	広島	私営	115,560			
酒田天然	私営	126,630	武蔵野	私営	189,648	東京ガス山梨	私営	119,232	上野都市	私営	136,800	福山	私営	96,444			
寒河江	私営	77,392	角栄	私営	124,700	松本	私営	154,267	名張近鉄	私営	119,664	因の島	私営	94,251			

(1) ①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

- 各社の参考見積額と内管工事収支の関係を分析したところ、参考見積額が高い事業者が必ずしも大きな黒字ではないなど、参考見積額の高低と内管工事収支の利益率に相関は見られなかった。
- このため、一般ガス導管事業者によって内管工事の費用に大きな差がある可能性が示唆された。

本年度の事後評価の対象の125社の内管工事収支と参考見積額の関係

参考見積額(千円)	事業者数	うち内管工事の収支が黒字	うち内管工事の収支が赤字
220以上	1	1	0
210-220	2	1	1
200-210	2	2	0
190-200	1	0	1
180-190	2	2	0
170-180	4	2	2
160-170	6	5	1
150-160	12	8	4
140-150	18	15	3
130-140	14	11	3
120-130	21	16	5
110-120	18	12	6
100-110	6	6	0
90-100	9	8	1
80-90	6	4	2
70-80	3	2	1
70以下	0	0	0

※ 平成27年度から平成29年度まで内管工事の実績がない社を除く125社

(1) ①標準モデルによる内管工事見積額の横比較

- 参考見積額が比較的高い事業者と比較的低い事業者にその要因について個別に聴取したところ、以下の回答があった。
- 一般ガス導管事業者においては、他の事業者の参考見積額等を踏まえつつ、資材調達の工夫など、効率化に取り組むことが期待される。

<各社からの主な回答>

参考見積額が高い事業者

- 資材価格が相対的に高いため。工事の都度、工事店が資材業者から仕入れるため。
- 工事絶対量が少ない等の理由により、作業員の効率的運用ができないため。
- 寒冷地等の地域による特別な工事が必要なため。

参考見積額が低い事業者

- 他燃料との競合のため。
- 自社による直営工事が多いため。

(1) ②内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

- 一般ガス導管事業者の内管工事の過去3年の収支状況を分析したところ、3年合計の収益が3年合計の支出を上回った社が95社、下回った社が30社であった。
- また、内管工事の利益率が20%以上の事業者も存在した。

一般ガス導管事業者の内管工事の利益率(利益/収益)

収益 > 支出	20%以上	4社	計95社
	10%~20%	22社	
	5%~10%	29社	
	0%~5%	40社	
収益 < 支出	▲5%~0%	12社	計30社
	▲10%~▲5%	8社	
	▲20%~▲10%	5社	
	▲20%以下	5社	

※ 平成27年から平成29年までの3年度累積

※ 平成27年度から平成29年度まで内管工事の実績がない社を除く125社

(1) ②内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

- 一般ガス導管事業者は、費用の実績を基礎として内管工事の見積単価表を算定することとされている。
- 直近で、内管工事の高い利益率が継続されており、なおかつ見積単価表の改定が行われていない事業者については、個別に理由を聴取した。

各社の内管工事見積単価表の直近の改定時期

平成30年度	27社
平成29年度	42社
平成28年度	10社
平成27年度	9社
平成26年度	21社
平成25年度	3社
平成24年度	3社
平成23年度	1社
平成22年度以前	10社

内管工事の利益率が20%以上の事業者と見積単価表の改定時期

事業者名	内管工事の利益率 27~29平均	内管工事の収支(千円) 27-29累積	内管工事見積単価表 直近改定日
加治木ガス	42%	6,567	平成29年4月1日
栃木ガス	32%	28,093	平成26年4月1日
甲賀協同ガス	30%	3,931	平成29年4月1日
堀川産業	21%	2,514	平成29年10月17日

※改定後利益率32%

※改定後利益率39%

(1) ②内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

- 内管工事の平成27年度から29年度の平均利益率が10%以上で※1、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない※2 25社に対し、利益率が高い理由を聴取した。
- 各社からは、「自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていなかったため、実際よりも収支上の利益率が高くなっていた」(13社)、「利益率が高いとは考えていない等」(12社)との回答があった。
- これらの事業者については、その見積単価が工事に要する費用の実績を適切に反映しているか説明を求めるとともに、適切に反映していないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請することが適当である。

※1 全国の加重平均は3.3%

※2 平成30年度以降改定していない事業者

<託送供給約款における内管工事の規定(例)>

36. 内管工事に伴う費用の負担

—供給施設の所有区分と工事費—

(1)～(2) 略

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価(ただし、②に掲げる工事を除きます。)に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとしたします。

①内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当たり、1個当たり又は1箇所当たり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。

② 略

(4)～(13) 略

(1) ②内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析

- 今回の分析を通じ、内管工事に係る自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていないケースがあることを確認した。
- 内管工事の見積単価が適正に算定されていることを確認できるようにするため、内管工事の収支について、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、適切な管理を徹底することが適当である。

(2) 各社の内管工事の取組状況を踏まえた対応

- 今年度の事後評価の結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会事務局は、関係部局とも連携し、一般ガス導管事業者に対し以下の対応を行うことが適当である。

①内管工事の見積単価の適正性の確認

- 内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない事業者に対し、その見積単価が工事に要する費用の実績を適切に反映しているか説明を求めるとともに、適切に反映していないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請する。

②内管工事の収支の適切な管理の徹底

- 内管工事の収支について、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、収支管理のあり方を整理し、事業者にも周知徹底する。

③積極的な情報公表の依頼

- 需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、また、各事業者における自主的な効率化の取組を促すため、見積単価表に加えて、典型的なケースを想定した全社共通の見積条件（内管工事の標準モデル）についての参考見積額をHP等において公表するよう事業者にも依頼する。

(2) 各社の内管工事の取組状況を踏まえた対応

<料金審査専門会合委員等からの主なご指摘事項>

内管工事の費用の適正性について

- 標準モデルの調査をしたことで、ガス導管事業者によって内管工事の費用に大きなばらつきがあることがわかった。それぞれ理由があると思うが、高い方向に収束しないよう、適正性を検証してほしい。
- 工事費用の差は制度のたてつけにも要因があるのではないか。保安面の品質を維持するということは前提として、制度のたてつけの議論を担当の審議会・担当部局で考えてほしい。
- 標準モデルに基づく参考見積額について、例えば寒冷地のために高くなってしまおうというような事業者については、条件が似たようなところをグルーピングして比較することも考えられる。
- 寒冷地だから仕方なく高いという議論は、実際はあまり説得力がない場合が多いが、それ以外の要因を含め、どうしても高くならざるを得ない場合はあると思う。工事の件数が少ないため、その結果として材料費等が高くなるといった事情があるのであれば、小さな事業者ほど共同で調達することが電力以上に必要になるかもしれない。

内管工事の収支の適切な管理について

- 内管工事の利益率と参考見積額の高低が必ずしもリンクしていないので、利益率が低い事業者においても、収支が適切に管理できているか確認すべき。
- ガス導管事業者が内管工事収支と託送収支を適切に管理することは重要。行政からのきめ細かい対応が重要。

4. 来年度の事後評価に向けて取り組むべき事項

(1) 託送収支の状況の評価

＜料金審査専門会合委員等からの主なご指摘事項＞

事後評価全般（実施方法等）について

- ガス導管事業者の会計や経営上の数値管理の能力が十分か疑問がある。数字を基に事後評価を行う以上、正確性は重要。事業者の実情を把握して適切に対応していくことが重要。
- 各社の横比較は重要だが、業界全体が非効率になっていないかという視点も重要。託送料金の低減はガスシフトに資すると業界が認識し、自主的な努力が進むことを期待。
- 事業者努力による効率化を推進するうえでは、託送料金が合理的なものとなっていることが重要。査定においてヤードスティック方式が用いられた費用の効率化を含め、電気と比べ業界の効率化が遅れることのないよう取り組むべき。
- 今回の事後評価を通じ、ガス導管事業者は大手/中小、公営/私営など多様であることが分かった。来年度以降、実態を把握するため、ヒアリング対象として、中規模事業者や公営なども検討してはどうか。
- ガス導管事業についても、電気と同様に、海外で行われたベンチマーク分析などを調査して比較してはどうか。

(2) ガス導管事業者の事業実施状況の評価

- 各ガス導管事業者が、その地域の需要家や事業者のニーズに応じて業務を着実に進めているかどうかの評価について、例えば、導管の延伸や維持・更新の評価指標はどうあるべきか。
- ガス導管事業者の導管投資の評価については、大きく、①計画通り実施されているか、②効率的に実施されているか、③当初想定した計画は適切だったか、の3つの視点で評価してはどうか。

来年度以降の評価指標の例（案）

視点①：計画通り実施されているか

- 導管の新設/取替の計画(km)と実績(km)を比較し、大きな乖離があった場合その理由と今後の見直しを確認する。

視点②：効率的に実施されているか

- 新設導管の単位(km)当たりの実績費用を算出し、比較的効率の悪い事業者にはその理由、効率の良い事業者には取組の工夫を聴取する。

視点③：当初想定した計画は適切だったか

例えば、以下の指標に異常値がないか等を検証し、各社の計画を事後評価する。

- 導管の新設/取替の計画(km) / 導管のストック(km)
- 導管への投資額（計画値） / 託送収入（想定原価）
- 導管新設の効果及び費用（例：供給区域を拡張したエリアにおける導管投資の費用対効果を検証する等）

注) エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）においては、「天然ガスパイプラインの整備等のガス利用を支えるインフラの整備を進めていくことも重要」とされている。

(2) ガス導管事業者の事業実施状況の評価

<料金審査専門会合委員等からの主なご指摘事項>

導管投資の評価指標について

- 新設導管については、単位当たりの費用を各社間で比べるという方法がある。効率性の評価により設備が低スペック化してしまいうリスクがあるのであれば、需要当たりの投資額を見ていくのもよい。
- 導管投資が計画通りに実施されているかをモニタリングして、もし計画が実績を常に上回っているようであれば、計画が過大で料金をとりすぎている可能性もある。
- 導管投資だけでなく、導管の保全が効率的に行われているかもモニタリングするべき。供給量当たりのコストや導管延長当たりのコストを見ていく、寒冷地など特殊なケースはグルーピングして比較するなど。その際、コストを抑えすぎても支障があるため、各社がどの程度の高経年設備を保有していて、どのような計画で対策していくかの指標があるとよい。
- 新規投資のみならず、取替・更新がどの程度計画的に、効率的に実施されているかについて、直近の動向だけでなく、将来計画など長期的なスパンでも検証するとよい。

天然ガス利用拡大を踏まえた導管投資の評価について

- 導管投資の適切性の評価について、特に、高圧導管はエネルギー基本計画での方針など政策的要素が高いことをどう考えるか。利用率のようなデータを客観的に見ていくか、あるいは、天然ガスパイプライン整備のような政策的視点で見ていくか、どのような視座で評価するかが重要。
- 効率性は重要だが、(利用率のような指標を用いて、) 高圧で太い管を敷設したがもっと細い管で十分ではと指摘があると、事業者が将来需要を見越して高スペックで建設した方が経済合理的だったにも関わらず、低スペックに制約してしまうということが起こりえる。慎重に考えるべき。

(3) ガス導管事業者の効率化を促進する仕組みの検討

- 本年度の事後評価においては、先進的な取組を行っていると思われる大手3社の取組を確認し、特に先進的で効果の高い取組について取りまとめ、中小事業者への横展開の技術的サポート等を日本ガス協会に依頼することとした。
- 来年度の事後評価においては、日本ガス協会の取組状況をフォローアップし、更なる対応の必要性について検討してはどうか。

日本ガス協会への協力要請（案）

- ①各事業者の効率化取組を促進するため、先進事例等の情報を積極的に提供するとともに、事業者間の情報共有を促進する。
 - ・取組事例集等の作成・配布
 - ・セミナーの開催
 - ・情報交換会の開催 等
- ②相談窓口として、事業者からの問い合わせに対応するなど、事業者の取組を支援する。
- ③必要に応じて、ノウハウを持つ事業者と効率化に取り組む事業者とのマッチングを行う。



来年度、取組状況をフォローアップし、更なる対応の必要性について検討

(参考) 日本ガス協会主催のセミナー、情報交換会の事例

- セミナー(年4、5回開催、計900名程度参加)
(ガス事業者が開発した最新・在来の技術・工法の紹介)

・主な出席者 ガス事業者、メーカー、工事会社等

・主な内容 パネル、実物の展示説明
(毎年約50～60件)



- 情報交換会(年1回開催、1400名程度参加)
(中小ガス事業者の取組みの成果や導入事例等の共有)

・主な出席者 ガス事業者、メーカー等

・主な内容 講演(毎年約20～30件)
 ポスター展示(毎年約50～60件)

・議題例 技術開発・導入
 人材育成、
 AI、IoT活用
 エネルギー一面的利用等



(3) ガス導管事業者の効率化を促進する仕組みの検討

＜料金審査専門会合委員等からの主なご指摘事項＞

日本ガス協会の役割について

- 効率化取組の横展開に向けては、日本ガス協会に力を発揮してもらうことが重要。
- ガス業界は、各事業者の規模の差が大きい。このため、日本ガス協会に中心的役割を果たしてもらい、業界全体の効率化の横展開、コスト削減を達成してほしい。

各社の効率化の取組事例・横展開について

- 大手3社の効率化の取組について、ヒアリングで例示されたものは、ターゲットした費用の分母そのものが小さい印象。これ以外の取組も実施していると思うので、事業者には、さらなる事例をあげてもらい、横展開についてもご努力いただきたい。
- 事業者規模別に取組をまとめていけば、どの事業者にとっても参考とできる取組は見つかるのではないか。各社の効率化取組の内容は定期的にフォローアップしてほしい。
- 大手3社以外の効率化の取組状況も聴取できるとよい。
- 大手の取組事例を示したとしても、実際に中小事業者が実施するか疑問であり、業界全体が前向きに取り組むインセンティブが課題となろう。まずは、各社の取組に期待したい。

5. 料金審査専門会合開催経緯・委員等名簿

料金審査専門会合 開催実績・委員等名簿

開催実績

- 第1回 (18/10/25)
事務局説明① (視点案、収支状況等)
- 第2回 (18/12/12)
事務局説明② (収支状況、内管工事)
- 第3回 (19/1/15)
事務局説明③ (制度改正、効率化)
事業者説明 (東京ガス、東邦ガス、大阪ガス)
- 第4回 (19/2/18)
事務局説明④ (収支状況、安定供給、内管工事)
事後評価とりまとめ素案の検討
- 第5回 (19/3/15)
事後評価とりまとめ案の検討

委員等名簿(敬称略)

(平成31 (2019) 年3月時点)

(座長)

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

(委員)

北本 佳永子 EY新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(専門委員)

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
常任顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ポストン コンサルティンググループシニア・パートナー & マネージング・ディレクター

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

(オブザーバー)

河野 康子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 前事務局長

大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部 主席調査役

太田 哲生 消費者庁 消費者調査課長

下村 貴裕 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力産業・市場室長

下堀 友数 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 ガス市場整備室長

(案の 1)

官	印	省	略
番			号
年		月	日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180920資第9号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)及び(39)⑤に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・ 東京瓦斯株式会社 | 法人番号 6010401020516 |
| ・ 大阪瓦斯株式会社 | 法人番号 3120001077601 |
| ・ 東邦瓦斯株式会社 | 法人番号 2180001022387 |
| ・ 西部瓦斯株式会社 | 法人番号 6290001014048 |
| ・ 東部瓦斯株式会社 | 法人番号 3010001051798 |
| ・ 国際石油開発帝石株式会社 | 法人番号 7010401078520 |
| ・ 石油資源開発株式会社 | 法人番号 3010001108219 |
| ・ 静浜パイプライン株式会社 | 法人番号 8080001011618 |

<本省所管>

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
東京瓦斯	305,605,064	273,953,078	31,651,986	22,005,946	9,546,909	76,897,261	0	－
大阪瓦斯	203,815,492	186,474,534	17,340,958	9,722,597	6,984,671	27,809,261	0	－
東邦瓦斯	78,049,767	71,249,008	6,800,758	5,116,419	1,273,554	19,499,801	0	－
西部瓦斯	26,810,671	25,813,826	996,845	329,466	▲ 619,779	7,408,973	0	－
東部瓦斯	8,509,370	7,280,792	1,228,578	852,860	455,889	2,690,394	0	－
国際石油開発帝石	***	***	1,219,157	875,355	▲ 8,989,473	13,230,997	0	－
石油資源開発	***	***	2,633,813	1,851,517	▲ 61,486	1,827,698	0	－
静岡パイプライン	3,058,041	2,975,743	82,297	▲ 230,569	▲ 528,957	468,597	0	－

※「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

(案の2)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

北海道経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180921北海道第23号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)及び(39)⑤に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・北海道瓦斯株式会社 | 法人番号 5430001021815 |
| ・旭川ガス株式会社 | 法人番号 1450001000317 |
| ・釧路ガス株式会社 | 法人番号 1460001000398 |
| ・室蘭ガス株式会社 | 法人番号 3430001057118 |
| ・苫小牧ガス株式会社 | 法人番号 3430001053447 |
| ・エア・ウォーター株式会社 | 法人番号 1430001009475 |

< 北海道経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
北海道瓦斯（一導）	17,041,128	14,571,977	2,469,151	1,543,024	918,018	4,234,522	0	－
旭川ガス	599,166	533,936	65,230	55,282	4,514	285,924	0	－
釧路ガス	1,538,427	1,529,171	9,256	18,672	▲ 62,515	496,830	0	－
室蘭ガス	586,068	571,055	15,013	▲ 13,588	▲ 31,382	236,386	0	－
苫小牧ガス	1,200,431	905,475	294,956	221,594	182,063	255,765	0	－
北海道瓦斯（特導）	124,372	111,667	12,705	8,901	5,103	24,777	0	－
エア・ウォーター	66,937	131,745	▲ 64,808	▲ 511,366	▲ 72,768	18,628	0	－

(案の3)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

東北経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180921東北第16号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、仙南ガス株式会社及びのしろエネルギーサービス株式会社については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過しました。当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま2020年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はありませんでした。

記

(対象事業者)

- ・ 八戸ガス株式会社
- ・ 塩釜ガス株式会社
- ・ 仙南ガス株式会社

法人番号 6420001006394

法人番号 6370601000348

法人番号 7370101000129

・ のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号 9410001007498
・ 山形ガス株式会社	法人番号 2390001001956
・ 酒田天然瓦斯株式会社	法人番号 7390001006240
・ 庄内中部ガス株式会社	法人番号 2390001008092
・ 福島ガス株式会社	法人番号 6380001001400
・ 由利本荘市	法人番号 5000020052108
・ 男鹿市企業局	法人番号 2000020052060
・ 仙台市ガス局	法人番号 8000020041009
・ 庄内町企業課	法人番号 9000020064289
・ J Xエルエヌジーサービス株式会社	法人番号 3420001013451

<東北経済産業局所管>

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
八戸ガス	501,238	496,263	4,975	12,989	▲ 108,065	41,835	0	－
塩釜ガス	366,380	345,531	20,849	▲ 51,063	▲ 16,687	110,640	0	－
仙南ガス	101,287	78,355	22,932	14,072	11,537	7,235	4,302	－
のしろエネルギーサービス	60,460	56,758	3,702	▲ 241	1,385	1,159	226	－
山形ガス	829,489	878,717	▲ 49,228	▲ 42,250	▲ 88,366	211,057	0	－
酒田天然瓦斯	328,469	379,895	▲ 51,426	▲ 53,616	▲ 80,124	124,187	0	－
庄内中部ガス	167,823	134,031	33,792	21,316	15,077	34,397	0	－
福島ガス	1,785,978	1,627,324	158,654	117,891	48,725	422,200	0	－
由利本荘市	427,084	350,299	76,785	99,239	38,328	128,860	0	－
男鹿市企業局	256,701	232,050	24,651	22,784	458	136,465	0	－
仙台市ガス局	9,315,422	8,141,827	1,173,595	805,693	141,417	1,977,619	0	－
庄内町企業課	151,709	140,682	11,027	12,474	▲ 2,211	13,476	0	－
JXエルエヌジーサービス	***	***	▲ 80,126	▲ 80,400	▲ 87,637	8,383	0	－

※「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

(案の4)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

関東経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

平成30年9月26日付け20180921関東第37号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、東部液化石油株式会社、下仁田町及び魚沼市については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過しました。当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま2020年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はありませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・東部液化石油株式会社 | 法人番号1010001051800 |
| ・足利ガス株式会社 | 法人番号4060001018230 |
| ・佐野瓦斯株式会社 | 法人番号2060001020353 |

・ 栃木ガス株式会社	法人番号1060001016501
・ 北日本ガス株式会社	法人番号9060001014092
・ 桐生瓦斯株式会社	法人番号3070001015806
・ 館林瓦斯株式会社	法人番号4070001021811
・ 伊勢崎ガス株式会社	法人番号7070001013070
・ 太田都市ガス株式会社	法人番号3070001018858
・ 武州瓦斯株式会社	法人番号7030001055496
・ 埼玉ガス株式会社	法人番号3030001086330
・ 東彩ガス株式会社	法人番号8030001051263
・ 大東ガス株式会社	法人番号3030001056382
・ 西武ガス株式会社	法人番号8030001089452
・ 本庄ガス株式会社	法人番号2030001060385
・ 武蔵野瓦斯株式会社	法人番号5030001026664
・ 角栄ガス株式会社	法人番号9011001005458
・ 新日本瓦斯株式会社	法人番号2030001062019
・ 鷺宮ガス株式会社	法人番号6030001031267
・ 日高都市ガス株式会社	法人番号7030001089817
・ 幸手都市ガス株式会社	法人番号7030001031423
・ 入間ガス株式会社	法人番号5030001026755
・ 坂戸ガス株式会社	法人番号6030001068771
・ 松栄ガス株式会社	法人番号2030001071044
・ 伊奈都市ガス株式会社	法人番号1030001042293
・ 堀川産業株式会社	法人番号1030001035561
・ 京葉瓦斯株式会社	法人番号8040001026108
・ 大多喜ガス株式会社	法人番号3040001059104
・ 野田ガス株式会社	法人番号6040001071428
・ 東日本ガス株式会社	法人番号6040001066700
・ 京和ガス株式会社	法人番号9040001038011
・ 日本瓦斯株式会社	法人番号9010001061924
・ 青梅ガス株式会社	法人番号2013101003471
・ 武陽ガス株式会社	法人番号3013101000328
・ 昭島ガス株式会社	法人番号8012801001829
・ 小田原瓦斯株式会社	法人番号4021001032398
・ 秦野瓦斯株式会社	法人番号7021001022743
・ 厚木瓦斯株式会社	法人番号3021001019215
・ 湯河原瓦斯株式会社	法人番号1021001032054
・ 北陸瓦斯株式会社	法人番号5110001004983

・新発田ガス株式会社	法人番号5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号4110001008110
・蒲原瓦斯株式会社	法人番号5110001008233
・栄ガス消費生活協同組合	法人番号8110005005620
・白根瓦斯株式会社	法人番号3110001015660
・吉田瓦斯株式会社	法人番号4090001010259
・東京ガス山梨株式会社	法人番号2090001001128
・松本ガス株式会社	法人番号8100001014056
・上田ガス株式会社	法人番号9100001009559
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号1100001018402
・長野都市ガス株式会社	法人番号3100001004887
・静岡ガス株式会社	法人番号4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号8080101004050
・東海ガス株式会社	法人番号6080001015050
・島田瓦斯株式会社	法人番号8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号5080401017309
・フジオックス株式会社	法人番号7011501008490
・下仁田町	法人番号3000020103829
・東金市	法人番号7000020122131
・習志野市	法人番号6000020122165
・白子町	法人番号1000020124249
・大網白里市	法人番号8000020122394
・九十九里町	法人番号8000020124036
・長南町	法人番号1000020124273
・上越市	法人番号9000020152226
・見附市	法人番号8000020152111
・妙高市	法人番号6000020152170
・小千谷市	法人番号4000020152081
・魚沼市	法人番号8000020152251
・糸魚川市	法人番号7000020152161
・東京電力フェュエル&パワー株式会社	法人番号5010001166925
・南富士パイプライン株式会社	法人番号7010001136100
・日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号9010401054809
・川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号7010001034774
・ガスネットワーク吉田株式会社	法人番号2080001011656

< 関東経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
東部液化石油	9,030	8,129	901	612	411	0	411	－
足利ガス	1,492,106	1,559,024	▲ 66,918	▲ 73,861	▲ 120,339	383,380	0	－
佐野瓦斯	629,930	518,407	111,523	28,916	34,830	267,482	0	－
栃木ガス	232,938	193,201	39,737	28,082	14,491	75,513	0	－
北日本ガス	2,144,107	1,741,335	402,772	268,594	169,037	665,847	0	－
桐生瓦斯	1,492,257	1,333,197	159,060	117,593	▲ 108,417	358,000	0	－
館林瓦斯	844,530	772,976	71,554	56,801	17,899	234,078	0	－
伊勢崎ガス	1,114,943	1,108,087	6,856	▲ 12,316	▲ 74,282	217,235	0	－
太田都市ガス	2,166,563	2,052,556	114,007	85,376	▲ 34,212	501,720	0	－
武州瓦斯	11,711,952	11,063,687	648,265	486,245	▲ 45,900	3,354,367	0	－
埼玉ガス	447,890	441,433	6,457	▲ 30,119	▲ 24,257	114,406	0	－
東彩ガス	6,394,881	5,276,268	1,118,613	801,410	406,826	2,315,892	0	－
大東ガス	3,984,228	4,098,549	▲ 114,321	▲ 92,857	▲ 364,021	1,359,164	0	－
西武ガス	512,684	515,599	▲ 2,915	▲ 2,924	▲ 26,415	219,216	0	－
本庄ガス	916,839	916,447	392	▲ 13,755	▲ 31,843	177,305	0	－
武蔵野瓦斯	182,966	267,472	▲ 85,506	▲ 111,386	▲ 96,658	53,000	0	－

< 関東経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
角栄ガス	627,511	627,888	▲ 377	3,463	▲ 108,390	130,694	0	－
新日本瓦斯	4,058,321	3,686,885	371,436	272,162	86,340	1,168,232	0	－
鷺宮ガス	514,176	495,980	18,196	13,478	▲ 19,214	161,443	0	－
日高都市ガス	510,558	458,141	52,417	32,741	16,359	129,883	0	－
幸手都市ガス	573,547	505,439	68,108	54,741	▲ 14,808	134,220	0	－
入間ガス	1,271,976	1,107,476	164,500	140,776	37,012	311,920	0	－
坂戸ガス	1,522,046	1,416,604	105,442	79,143	11,749	346,808	0	－
松栄ガス	585,527	479,384	106,143	76,390	53,381	155,942	0	－
伊奈都市ガス	51,722	55,108	▲ 3,386	▲ 1,202	▲ 3,989	10,492	0	－
堀川産業	135,824	237,672	▲ 101,848	▲ 108,286	▲ 122,203	132,630	0	－
京葉瓦斯	24,771,804	22,731,213	2,040,591	1,534,097	▲ 2,083,093	4,892,582	0	－
大多喜ガス	5,398,606	4,762,678	635,928	475,425	▲ 321,201	931,012	0	－
野田ガス	976,125	878,612	97,513	70,390	▲ 85,104	274,200	0	－
東日本ガス	3,099,917	2,351,937	747,980	537,126	335,785	823,531	0	－
京和ガス	1,121,256	1,038,430	82,826	67,267	▲ 158,819	367,354	0	－
日本瓦斯	245,500	276,498	▲ 30,998	▲ 10,993	▲ 34,817	34,619	0	－

< 関東経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
青梅ガス	803,802	795,725	8,077	7,347	▲ 105,407	150,780	0	－
武陽ガス	1,654,345	1,511,783	142,562	97,149	▲ 107,065	751,474	0	－
昭島ガス	1,137,584	1,512,957	▲ 375,373	▲ 366,179	▲ 330,137	535,988	0	－
小田原瓦斯	2,269,780	1,948,537	321,243	230,668	146,199	463,600	0	－
秦野瓦斯	679,039	608,042	70,997	47,716	▲ 48,360	218,200	0	－
厚木瓦斯	2,296,480	2,130,424	166,056	129,636	▲ 137,697	1,037,460	0	－
湯河原瓦斯	138,318	139,139	▲ 821	▲ 8,899	▲ 23,980	10,605	0	－
北陸瓦斯	12,918,042	12,196,102	721,940	589,593	▲ 68,841	3,297,836	0	－
新発田ガス	2,419,002	1,806,606	612,396	458,560	352,296	554,797	0	－
越後天然ガス	1,240,332	1,125,071	115,261	98,513	▲ 64,408	308,805	0	－
蒲原瓦斯	1,562,455	1,736,317	▲ 173,862	▲ 167,260	▲ 245,843	414,314	0	－
栄ガス消費生活協同組合	158,750	147,661	11,089	8,558	1,879	29,955	0	－
白根瓦斯	1,476,363	1,496,953	▲ 20,589	▲ 36,294	▲ 94,367	213,907	0	－
吉田瓦斯	624,174	532,959	91,215	66,325	28,330	195,971	0	－
東京ガス山梨	1,932,837	1,909,886	22,951	▲ 4,241	▲ 50,426	373,796	0	－
松本ガス	2,313,427	1,932,162	381,265	287,426	178,813	271,131	0	－

< 関東経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
上田ガス	1,757,160	1,651,860	105,300	31,227	11,100	464,576	0	-
諏訪瓦斯	996,918	816,178	180,740	129,953	2,621	223,998	0	-
長野都市ガス	6,404,209	5,873,416	530,793	364,885	108,267	1,131,882	0	-
静岡ガス	14,014,693	12,797,398	1,217,294	1,200,212	▲ 275,882	4,377,587	0	-
熱海瓦斯	869,025	653,801	215,223	155,443	21,092	298,400	0	-
御殿場ガス	156,810	131,238	25,571	19,404	2,961	28,600	0	-
東海ガス	2,651,331	2,306,985	344,345	235,494	112,158	629,489	0	-
島田瓦斯	251,754	275,628	▲ 23,874	▲ 21,874	▲ 41,085	73,985	0	-
中遠ガス	339,001	269,889	69,112	51,205	17,116	101,800	0	-
袋井ガス	185,203	157,475	27,727	21,153	3,326	86,000	0	-
フジオックス	9,476	34,724	▲ 25,248	▲ 25,241	▲ 26,157	35,506	0	-
下仁田町	124,291	77,324	46,967	49,154	40,819	24,181	16,638	-
東金市	390,093	371,864	18,229	20,156	▲ 12,170	147,210	0	-
習志野市	2,132,559	2,019,970	112,589	121,442	14,278	697,518	0	-
白子町	140,952	112,559	28,393	27,326	12,604	14,253	0	-
大網白里市	251,157	233,996	17,161	17,291	▲ 926	84,613	0	-

< 関東経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
九十九里町	176,234	147,015	29,219	28,973	308	23,311	0	－
長南町	408,904	248,762	160,142	157,106	125,498	157,626	0	－
上越市	3,450,428	2,936,481	513,947	465,437	263,968	878,047	0	－
見附市	535,346	525,926	9,420	▲ 438	▲ 34,881	217,145	0	－
妙高市	391,316	356,458	34,858	24,637	8,411	66,307	0	－
小千谷市	696,570	547,256	149,314	148,765	100,421	180,581	0	－
魚沼市	592,782	335,686	257,096	250,294	224,034	119,718	104,316	－
糸魚川市	519,264	575,672	▲ 56,408	▲ 54,023	▲ 88,082	97,200	0	－
東京電力フェュエル&パワー	589,212	870,103	▲ 280,890	▲ 296,934	0	51,145	0	62.1%
南富士パイプライン	1,169,853	946,701	223,151	132,377	▲ 443,652	86,728	0	－
日本海洋石油資源開発	191,120	190,752	368	1,097	▲ 104	368	0	－
川崎ガスパイプライン	425,138	348,053	77,085	51,015	14,804	24,014	0	－
ガスネットワーク吉田	133,560	145,521	▲ 11,961	▲ 12,139	▲ 9,605	2,030	0	－

(案の5)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180921中部第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)及び(39)⑤に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|------------|--------------------|
| ・ 中部瓦斯株式会社 | 法人番号：7180301006250 |
| ・ 犬山瓦斯株式会社 | 法人番号：9180001080718 |
| ・ 津島瓦斯株式会社 | 法人番号：2180001096522 |
| ・ 大垣ガス株式会社 | 法人番号：1200001013368 |
| ・ 中部電力株式会社 | 法人番号：3180001017428 |

< 中部経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
中部瓦斯	10,835,208	10,163,525	671,683	1,066,899	▲ 740,684	2,930,400	0	－
犬山瓦斯	556,364	478,681	77,683	58,937	9,736	123,773	0	－
津島瓦斯	212,753	195,701	17,052	9,075	▲ 11,544	66,691	0	－
大垣ガス	1,170,959	984,114	186,845	135,706	▲ 23,358	576,303	0	－
中部電力	***	***	409,165	258,620	▲ 127,287	551,771	0	－

※「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

(案の6)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

中部経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180921北陸第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- ・ 日本海ガス株式会社
- ・ 高岡ガス株式会社

法人番号 2230001002284

法人番号 2230001010411

< 中部経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
日本海ガス	4,507,033	4,444,879	62,154	70,357	▲ 138,377	1,836,311	0	-
高岡ガス	429,844	423,266	6,578	13,198	▲ 15,178	94,154	0	-

(案の7)

官 印 省 略
番 年 月 号
年 月 日

近畿経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180921近畿第28号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・ 甲賀協同ガス株式会社 | 法人番号6160001005068 |
| ・ 河内長野ガス株式会社 | 法人番号2120101033546 |
| ・ 伊丹産業株式会社 | 法人番号5140001077993 |
| ・ 大和ガス株式会社 | 法人番号2150001013744 |
| ・ 桜井ガス株式会社 | 法人番号9150001009315 |
| ・ 株式会社大武 | 法人番号3150001012489 |
| ・ 大津市 | 法人番号 9000020252018 |

<近畿経済産業局所管>

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
甲賀協同ガス	72,196	78,833	▲ 6,637	▲ 11,020	▲ 11,415	14,087	0	－
河内長野ガス	727,491	713,973	13,518	11,640	▲ 21,442	183,600	0	－
伊丹産業	194,769	162,042	32,727	19,935	▲ 35,210	67,200	0	－
大和ガス	2,764,335	2,274,638	489,697	459,775	▲ 29,346	597,637	0	－
桜井ガス	270,056	248,882	21,174	5,213	▲ 27,934	80,400	0	－
大武	112,940	106,437	6,503	6,393	▲ 4,092	67,622	0	－
大津市	3,569,259	3,260,108	309,151	302,371	82,371	929,000	0	－

(案の8)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

中国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180921中国第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)及び(40)⑤に照らし、託送供給約款の変更認可申請及び託送供給に係る料金その他の供給条件の変更を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 岡山ガス株式会社 | 法人番号 5260001001009 |
| ・ 水島瓦斯株式会社 | 法人番号 2260001014888 |
| ・ 広島ガス株式会社 | 法人番号 2240001009205 |
| ・ 福山瓦斯株式会社 | 法人番号 5240001032666 |
| ・ 山口合同ガス株式会社 | 法人番号 6250001006503 |
| ・ 瀬戸内パイプライン株式会社 | 法人番号 8240001015759 |
| ・ 水島エルエヌジー株式会社 | 法人番号 9260001015302 |

< 中国経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
岡山ガス	5,143,238	4,444,679	698,559	495,564	▲ 184,521	1,721,392	0	－
水島瓦斯	748,512	749,012	▲ 500	2,229	▲ 40,991	175,483	0	－
広島ガス	13,435,670	11,716,321	1,719,349	1,526,683	506,738	4,057,174	0	－
福山瓦斯	1,935,987	1,768,633	167,354	136,096	▲ 125,278	486,395	0	－
山口合同ガス	7,725,469	6,210,807	1,514,663	1,131,645	▲ 159,598	3,289,124	0	－
瀬戸内パイプライン	***	365,443	355,102	209,188	152,160	251,500	0	－
水島エルエヌジー	67,962	382,391	▲ 314,429	▲ 372,574	▲ 469,063	154,832	0	－

※「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

(案の9)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

四国経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180925四国第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

・四国ガス株式会社

法人番号 4500001011652

< 四国経済産業局所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
四国ガス	7,497,299	7,246,396	250,903	216,480	▲ 148,961	2,074,054	0	-

(案の10)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

九州経済産業局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け20180920九州第4号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、筑後ガス圧送株式会社については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過しました。当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま2020年4月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(39)⑤に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はありませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・ 大牟田瓦斯株式会社 | 法人番号 7290001053730 |
| ・ 筑紫ガス株式会社 | 法人番号 2290001040907 |
| ・ 高松ガス株式会社 | 法人番号 5290801011286 |
| ・ 久留米ガス株式会社 | 法人番号 7290001051593 |

・ 鳥栖ガス株式会社	法人番号 4300001006251
・ 佐賀ガス株式会社	法人番号 5300001003512
・ 九州ガス株式会社	法人番号 3310001007919
・ 大分瓦斯株式会社	法人番号 1320001006228
・ 宮崎瓦斯株式会社	法人番号 5350001001692
・ 日本瓦斯株式会社	法人番号 4340001003385
・ 加治木瓦斯株式会社	法人番号 7340001007846
・ 国分隼人ガス株式会社	法人番号 6340001007244
・ 九州ガス圧送株式会社	法人番号 2290001025908
・ 三愛石油株式会社	法人番号 2010701003604
・ 筑後ガス圧送株式会社	法人番号 8290001059157

<九州経済産業局所管>

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
大牟田瓦斯	298,377	377,862	▲ 79,485	▲ 78,002	▲ 105,980	29,686	0	－
筑紫ガス	1,271,332	998,527	272,805	210,475	150,313	349,908	0	－
高松ガス	40,002	42,470	▲ 2,468	▲ 2,443	▲ 2,671	0	0	－
久留米ガス	1,085,223	1,021,752	63,472	39,031	4,341	181,105	0	－
鳥栖ガス	389,898	364,653	25,245	17,981	21,659	118,660	0	－
佐賀ガス	909,537	874,816	34,721	15,578	▲ 35,154	239,269	0	－
九州ガス	1,263,737	1,158,445	105,292	54,997	30,538	289,549	0	－
大分瓦斯	2,269,040	2,149,244	119,796	▲ 77,236	▲ 90,039	793,623	0	－
宮崎瓦斯	1,966,628	1,606,917	359,712	268,341	246,737	492,044	0	－
日本瓦斯	3,299,830	2,991,593	308,237	237,631	33,769	762,789	0	－
加治木瓦斯	159,770	209,080	▲ 49,310	▲ 18,076	▲ 282,882	2,052	0	－
国分隼人ガス	80,162	122,858	▲ 42,696	15,296	10,025	10,905	0	－
筑後ガス圧送	657,910	608,180	49,730	31,333	33,098	15,057	18,041	－
三愛石油	604,713	548,443	56,270	37,035	10,481	27,737	0	-4.77%
九州ガス圧送	334,354	309,033	25,321	44,036	1,617	109,750	0	－

(案の 1 1)

官 印 省 略
番 月 号
年 日

内閣府沖縄総合事務局長 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について (回答)

平成30年9月26日付け府経石ガ第82号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の平成29年度の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、平成29年度終了時点で当期超過利潤累積額が一定水準を超過した事業者または乖離率が一定の比率を超過した事業者はなかったため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

・ 沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288

< 内閣府沖縄総合事務所所管 >

(単位：千円)

対象事業者名	営業収益	営業費用	営業利益 又は損失	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤累 積額（又は当期 欠損累積額）	一定水準額	一定水準超過額	乖離率（％）
沖縄ガス	1,200,256	1,105,370	94,886	61,523	6,927	483,575	0	-

平成 29 (2017) 年度 ガス導管事業者の収支状況等の事後評価
確認結果

平成 31 年 3 月 28 日
電力・ガス取引監視等委員会

(1) 託送収支の状況

① 超過利潤が一定水準を超過した事業者

平成 29 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者 (224 社) のうち、託送供給約款を策定している等の事業者 (143 社) について、平成 29 年度の収支状況等を評価した*。

これら 143 社のうち、6 社 (仙南ガス、のしろエネルギーサービス、東部液化石油、下仁田町、魚沼市、筑後ガス圧送) については、平成 29 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更認可申請命令の発動基準となる一定水準を超過した。

これらの事業者については、このまま 2020 年 4 月 1 日までに託送供給約款料金の改定の届出が行われない場合、所管の経済産業局長の変更認可申請命令の対象となりうる。各事業者に対応方針を聴取したところ、6 社とも期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

② 各社の超過利潤及び収益・費用の状況

各社の超過利潤及び収益・費用の状況について、詳細な分析を行った。なお、4 月～3 月以外の会計年度を採用している事業者 58 社については、平成 29 年度の託送収支に制度改正前の収支も含まれていることから、また、4 月以降に新たな託送供給約款を策定した 1 社については、平成 29 年度の託送収支に事業開始に必要な費用が含まれていることから、詳細分析については、これ以外の 84 社のみを対象とした。

これら 84 社のうち、平成 29 年度に超過利潤が発生していたのは 49 社であった。収益については、平成 29 年度の実績が想定原価 (想定収益) を上回った事業者は 50 社、下回ったのは 31 社であった。費用については、平成 29 年度の実績が想定原価を上回った事業者は 50 社、下回ったのは 31 社であった (供給条件の届出を行う特定ガス導管事業者 3 社については、原価が設定されていないため除外した)。

③ 大きな超過利潤が発生した事業者の評価

* 2019 年 3 月 28 日時点で各社が公表していた託送収支計算書等に基づく評価。なお、今後、ガス事業監査の指摘等により変更の可能性がある。

一定水準を超過した事業者以外にも、平成 29 年度の収支において比較的大きな超過利潤が発生した事業者があったことを踏まえ、超過利潤が営業収益の 5%以上であった 22 社（このうち、超過利潤が一定水準を超過したのは 4 社）について、その超過利潤の要因と今後の見通しを分析・評価するとともに、各社から今後の対応方針を聴取した。

これらの事業者の超過利潤の要因については、想定より収益が増加したことが要因であるもの、想定より費用が減少したことが要因であるもの、そしてその両者が要因となっているもののそれぞれが存在した。

収益増の要因については、厳冬による需要の増加、大口需要家への供給量の増加、新規の需要獲得などがあげられた。費用減の要因については、設備投資が減少した・実施されなかった、簡易な原価算定方式（簡素合理化方式）によって想定原価が大きく見積もられていた、過去実績及び制度変更の影響を踏まえて推計した労務費等の原価が大きく見積もられていた、原価算定時の費用の見積に誤りがあったなどがあげられた。

こうした要因分析を踏まえ、各社の超過利潤が一過性のものか継続する可能性が高いものかについて分析・評価を行った。その結果、19 社（超過利潤が一定水準を超過した 4 社を含む）については、来年度以降も平成 29 年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いと評価された。これらの事業者については、来年度の事後評価において重点的にフォローアップを行うことが適当である。また、それ以外の 3 社については、平成 29 年度の超過利潤の発生は一過性である可能性があると評価された。

この結果を踏まえ、各事業者に対し、料金改定を含めた今後の方針について聴取したところ、超過利潤の継続性が高い 19 社のうち 15 社（超過利潤が一定水準を超過した 4 社を含む）及びそれ以外の 3 社のうち 1 社から、2020 年 4 月までに自主的に料金改定を実施する予定であるとの回答があった。

④ 制度改正後新たに原価算入された費用の状況について

● 事業者間精算費について

平成 29 年度から、最終需要家へのガス到達までに 2 事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組み（事業者間精算）が新たに導入された。

この事業者間精算費について、平成 29 年度実績費用と想定原価の比較を行ったところ、実績費用が想定原価から大きくずれた事業者が多くあった（実績費用が 20%以上想定原価から下振れた事業者が 11 社、実績費用が想定原価の 2 倍以上となった事業者が 2 社）。実績が想定からずれた主な要因は、新規需要の発生など想定外の需要変動による連結託送供給量の増減であった。

● 需要調査・開拓費について

平成 29 年度より、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進や都市ガス導管網の効率性向上の観点から、需要調査・需要開拓に係る費用（需要調査・開拓費）を託送料金原価に算入することが認められた。

需要調査・開拓費について、平成 29 年度の実績費用を想定原価と比較したところ、需要調査・開拓費を原価に計上していた全 8 社のうち、7 社について実績費用が想定原価から下振れしていた。想定からのずれの主な要因は、制度導入の初年度であることにより生じる要因が多かった。

（２）効率化に向けた取組状況

ガス導管事業全体の効率化を促進していく観点から、今年度の事後評価においては、先進的な取組を行っていると期待される大手 3 社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）の取組状況を聴取し、特に効果の大きいものや先進的な取組の内容を確認した。

これらのうち、例えば、以下のような取組は、他のガス導管事業者への横展開が期待されるものであり、今後、これらの取組も参考にしつつ、各事業者において効率化に向けた取組が進められることが期待される。

- 計測機器等の点検・部品交換頻度の見直し
- 工法の工夫（中圧への PE 管導入、非開削工法の導入等）
- 業務効率化の取組（現地作業でのタブレット導入、通信機能付きマイコンメーターの活用による検査コストの低減等）
- 工事発注・契約手法の工夫（取引先からの費用低減提案の受け入れ、まとめ発注、施工条件変更時の単価事前設定による協議コストの低減等）
- 行政区との交渉（掘削幅の削減、埋設深さの変更等） 等

（３）中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

中長期的な安定供給の確保やガス利用拡大への取組状況を評価する観点から、平成 29 年度における各社の導管延伸の取組状況及びメーター取付数・供給区域拡張の状況を分析した。

① 導管延伸の取組状況

今回の事後評価の対象となったガス導管事業者（143 社）の、平成 29 年度の導管総延長の伸びは、全社の平均で、高圧導管は平均 1.91%、中圧導管は平均 0.67%、低圧導管は平均 0.72%の伸びであった。地域差は認められるものの、ガス導管事業者全体としては導管総延長は増

加傾向にある。

各社の平成 29 年度の導管伸び率について、実績と計画の差を分析したところ、中圧・低圧については、実績が計画を下回った事業者が多かった。この理由を事業者に聴取したところ、「工事が次年度にずれ込んだ」、「想定していたガス採用計画（新規需要）が見送られた」等があげられた。

② メーター取付数及び供給区域拡張の状況

今回の事後評価の対象となった一般ガス導管事業者（126 社）の平成 29 年度のメーター取付数の伸びについては、85 社が増加、3 社が横ばい、38 社が減少であった。また、各社の平成 29 年度の供給区域の拡張実績を分析したところ、42 社が増加、84 社が横ばいであった。地域差は認められるものの、ガス導管事業者全体としては需要家数や供給エリアは増加傾向にあることを確認した。